
令和 7 年 第137回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和 7 年 6 月17日（火曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 7 年 6 月17日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 諸報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 令和 6 年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 令和 6 年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 令和 6 年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 第37期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について |
| 日程第 7 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認について
（専決第 3 号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 8 | 議案第39号 | 新温泉町行政組織条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第40号 | 新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第41号 | 新温泉町職員の育児休業等に関する条例及び新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第42号 | 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第43号 | 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第44号 | 新温泉町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第45号 | 公有水面埋立てに関する意見について |
| 日程第15 | 議案第46号 | 町道釜屋海岸線釜屋橋迂回路整備工事（その 1）請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第47号 | 動産の買入れについて（G I G A スクール用コンピュータ） |
| 日程第17 | 議案第48号 | 動産の買入れについて（スクールバス（町民バス兼用）） |
| 日程第18 | 議案第49号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 日程第19 | 議案第51号 | 令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第20 | 議案第52号 | 令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第21 | 議案第53号 | 令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）に |

		について
日程第22	議案第54号	令和7年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第55号	令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第56号	令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について
日程第25	議案第50号	西浜財産区管理委員の選任について
日程第26	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27	請願第1号	新温泉町の幼児教育・保育に関する請願について （民生教育常任委員会委員長報告）
日程第28	請願第2号	子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について （民生教育常任委員会委員長報告）
日程第29	委員会の閉会中における所管事務調査の申出について	

本日の会議に付した事件

日程第1	諸報告	
日程第2	報告第2号	令和6年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第3	報告第3号	令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第4	報告第4号	令和6年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第5	報告第5号	令和6年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第6	報告第6号	第37期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
日程第7	承認第2号	専決処分の承認について （専決第3号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第8	議案第39号	新温泉町行政組織条例の一部改正について
日程第9	議案第40号	新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第41号	新温泉町職員の育児休業等に関する条例及び新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第42号	新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第43号	新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第13	議案第44号	新温泉町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第14	議案第45号	公有水面埋立てに関する意見について

- 日程第15 議案第46号 町道釜屋海岸線釜屋橋迂回路整備工事（その1）請負契約の締結について
- 日程第16 議案第47号 動産の買入れについて（G I G Aスクール用コンピュータ）
- 日程第17 議案第48号 動産の買入れについて（スクールバス（町民バス兼用））
- 日程第18 議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第19 議案第51号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第52号 令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第53号 令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第54号 令和7年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第55号 令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第56号 令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第50号 西浜財産区管理委員の選任について
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 請願第1号 新温泉町の幼児教育・保育に関する請願について
（民生教育常任委員会委員長報告）
- 日程第28 請願第2号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について
（民生教育常任委員会委員長報告）
- 追加日程第1 意見書案第1号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書の提出について
- 日程第29 委員会の閉会中における所管事務調査の申出について

出席議員（16名）

1 番 中 村 茂君	2 番 西 村 龍 平君
3 番 澤 田 俊 之君	4 番 米 田 雅 代君
5 番 岡 坂 遼 太君	6 番 森 田 善 幸君
7 番 浜 田 直 子君	8 番 河 越 忠 志君
9 番 竹 内 敬一郎君	10番 重 本 静 男君
11番 岩 本 修 作君	12番 宮 本 泰 男君
13番 中 井 勝君	14番 中 井 次 郎君
15番 小 林 俊 之君	16番 池 田 宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村 徹君
教育長	山 本 真君	温泉総合支所長	小 谷 豊君
牧場公園園長	廣 瀬 泰 徳君	総務課長	中 井 勇 人君
企画課長	西 脇 一 行君	税務課長	石 原 通 孝君
町民安全課長	村 尾 国 治君	健康課長	島 田 秀 則君
福祉課長	松 本 晃君	商工観光課長	谷 口 薫君
農林水産課長	原 憲 一君	建設課長	森 田 忠 浩君
上下水道課長	谷 岡 文 彦君	浜坂病院事務長	松 岡 宏 典君
介護老人保健施設ささゆり事務長	中 島 昌 彦君	会計管理者	山 本 幸 治君
こども教育課長	朝 野 繁君	生涯教育課長	中 尾 良 平君
調整担当	谷 口 修 一君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第 1 3 7 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日はその結果の報告、提出議案であります条例案、事件案、人事案、令和 7 年度一般会計及び特別会計・公営企業会計補正予算案を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、第 1 3 7 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る令和7年6月6日の会議以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が令和7年6月6日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

開会日時は令和7年6月6日、全員協議会終了後に行いました。

協議事項1点です。閉会中の継続調査申出について、引き続き議長に申し出することといたします。

以上で報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岩本委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が令和7年6月10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

令和7年6月10日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は報告事項2件です。1、大阪・関西万博、ひょうごフィールドパビリオンフェスティバル2025へ出展については、万博会場において、ブース出展やステージイベント等により兵庫各地の魅力を発信することで、兵庫への誘客につなげていくものです。牧場公園課は、令和7年5月29日に開催されています。2、来園者通算600万人を達成については、平成6年県立但馬牧場公園が開園してから31年を迎え、今年5月に来園者が600万人を突破し、セレモニーイベントが開催されています。協議事項は、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての1件です。委員会として了承しました。

農林水産課は報告事項2件です。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書について、2、ツキノワグマの出没等の状況と対応については、鹿、イノシシ用のわなでの錯誤捕獲を防止するため、草食動物が好んで食べる誘引用の餌、ヘイキューブを有害鳥獣捕獲員の希望者に配付予定となっています。また、町内小・中学校には熊よけスプレーを配付予定となっています。協議事項は、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての1件です。委員会として了承しました。

建設課は報告事項1件です。令和6年度繰越明許費繰越計算書については、一般会計

と浜坂地区残土処分場事業特別会計です。協議事項は4件です。1、公有水面埋立てに関する意見については、釜屋橋を撤去した後、建設残土埋立区域に投入し、最後に山土により整地するものです。委員会として了承しました。2、町道釜屋海岸線釜屋橋迂回路整備工事（その1）請負契約の締結について、3、損害賠償の額の決定及び和解について、4、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、いずれも委員会として了承しました。

税務課は報告事項2件です。1、令和6年度町税等徴収実績について、2、令和7年度町税等徴収実績についてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。協議事項は2件です。1、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について、2、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、いずれも委員会として了承しました。

商工観光課は報告事項4件です。1、令和6年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、2、第37期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について、3、フジッコ株式会社浜坂工場閉鎖情報への対応については、相談窓口は現段階では設置せず、今は見守る時期と判断したとの報告がありました。4は、リフレッシュ館町民プールリニューアルについて、基本計画書及び利用者アンケート結果です。詳細については、委員会資料を御清覧ください。協議事項は、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての1件です。委員会として了承しました。

企画課は報告事項5件です。1、新温泉町制20周年記念事業公式ロゴマークの決定について、2、新温泉町人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務の委託に係る公募型プロポーザル結果について、3、新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業について、4、おんせん天国室所属地域おこし協力隊隊員について、5、令和6年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。協議事項は、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての1件です。委員会として了承しました。

総務課は報告事項3件です。1、令和6年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、2、第4次新温泉町定員適正化計画について、3、財政運営に関する基本方針についてであります。詳細については委員会資料を御清覧ください。協議事項は、1、新温泉町行政組織条例の一部改正について、2、新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、3、新温泉町職員の育児休業等に関する条例及び新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、4、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について、5、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、いずれも委員会として了承しました。その他は、西浜財産区管理委員の選任についてと人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件です。

議会事務局は協議事項1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、委員会として了承しました。閉会中の継続調査を10件について議長に申し

出することとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が令和7年6月12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日は令和7年6月12日です。調査内容は、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、町民安全課、健康課、福祉課、こども教育課、生涯教育課、上下水道課に係る所管事務調査を行いました。

公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりであります。報告事項1件であります。1、浜坂病院・老健ささゆりまつりについて、開催は令和7年6月29日の10時から12時半であります。協議事項1件。1、令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について、全員了承いたしました。

次に、町民安全課、報告事項3件。1、新温泉町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正について、2、新温泉町資源ごみクリーンパーク北但への搬入について、3、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることについてであります。詳細は委員会資料を御清覧ください。協議事項1件。1、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、全員了承いたしました。

健康課、報告事項1件。1、令和6年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。協議事項は3件。1、新温泉町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について、2、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、3、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、いずれも全員了承いたしました。

次に、福祉課であります。報告事項1件。1、令和6年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。協議事項1件。1、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、全員了承いたしました。

こども教育課、報告事項2件。1、大庭認定こども園整備方針について、2、学校教育に関する県委託事業等の実施についてであります。いずれも委員会資料を御清覧ください。協議事項3件。1、動産の買入れについて（GIGAスクール用コンピュータ）、

2、動産の買入れについて（スクールバス（町民バス兼用））であります。いずれも全員了承いたしました。3、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、採決の結果、賛成3名、反対4名、委員会として、賛成少数で、了承しないことに決定をいたしました。

生涯教育課、協議事項1件。1、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、全員了承いたしました。

次に、上下水道課であります。報告事項2件。1、令和6年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について、2、令和6年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。こちらも委員会資料を御清覧ください。協議事項3件であります。1、令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、2、令和7年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、3、令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この3件とも、いずれも全員了承いたしました。

次に、付託事件であります。令和7年6月4日本会議において、当委員会に付託された案件であります。請願2件。1、新温泉町の幼児教育・保育に関する請願について、こちらは賛成4名、反対3名、賛成多数で採択することに決定をいたしました。2、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、こちらは全員了承で採択することに決定をいたしました。

閉会中の継続調査であります。閉会中の継続調査申出書のとおり、9件について議長に申し出することにいたしました。

以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終わります。

重本委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 報告第2号

○議長（池田 宜広君） 日程第2、報告第2号、令和6年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和 6 年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

説明の都合上、審議資料 2 ページを御覧ください。3 ページにかけまして、繰越明許費に係る歳出事項別明細書になります。今回令和 6 年度事業で令和 7 年度へ繰り越したものは、2 款総務費で 3 事業、3 款民生費 1 事業、4 款衛生費 1 事業、6 款農林水産業費 7 事業、7 款商工費 2 事業、3 ページ、8 款土木費 4 事業、11 款災害復旧費 5 事業、計 23 事業です。中心部分の金額欄の額が、令和 6 年度 3 月補正で認めていただきましたそれぞれの事業の繰越限度額になります。その右側の翌年度繰越額が、令和 6 年度中に執行済みの金額を差し引いた、実際の繰越額となります。合計で 8 億 3,392 万 9,000 円となっております。資料の右側に、それぞれの事業に係る歳出予算の明細としまして、節、細節の金額を示しております。なお、事業の繰越理由、完了見込み時期につきましては、別資料の繰越計算事項別明細書説明資料に記載の備考欄を御清覧いただきたいと思います。

それでは、議案書のタブレット 35 ページ、繰越計算書を御覧いただきたいと思います。繰越明許費の歳出予算の経費については、地方自治法施行令第 146 条第 1 項の規定により、必要となる財源をつけて繰り越さなければならないとされており、その財源内訳を事業ごとに示しております。それぞれ、既収入特定財源はなく、合計欄、国庫支出金 9,607 万 2,000 円、県支出金 1 億 4,028 万 5,000 円、地方債 5 億 6,570 万円、残りは一般財源 3,187 万 2,000 円となっております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 3 報告第 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 3、報告第 3 号、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越計算書について御説明申し上げます。

まず、審議資料の4ページを御覧ください。繰越明許費繰越計算事項別明細書でございます。1款1項残土処分場事業費で、残土処分場事業といたしまして、和泉谷残土処分場場内整地工事を繰り越しさせていただいております。翌年度繰越額は工事請負費9,396万6,000円でございます。なお、繰越しの理由及び完了見込み時期につきましては、説明資料3ページの報告第3号関係備考欄に記載のとおりでございます。

次に、財源につきましては、議案書の37ページ、報告第3号の繰越計算書を御覧ください。計算書に記載の財源内訳のとおり、全て一般財源となっております。

説明は以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（池田 宜広君） 日程第4、報告第4号、令和6年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷岡上下水道課長。

○上下水道課長（谷岡 文彦君） 令和6年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書の説明をいたします。資料38、39ページのほう御覧ください。

2事業でございます。水道事業－1、資本的支出、建設改良費、事業名が浄水場施設機器更新事業です。繰越額は414万7,000円です。財源は過年度損益勘定留保資金となります。繰越理由につきましては、対田ポンプ室送水ポンプ更新工事において、一部、部品の納期が長期化していることから、適正な工期を確保するため工期を延長するものでございます。

次に、水道事業－2、資本的支出、建設改良費、浄水場施設機器更新事業です。繰越額は3,966万9,600円です。財源内訳としましては、水道事業債2,330万円、過

疎対策事業債1,620万円、過年度損益勘定留保資金16万9,600円になります。繰越理由は、竹田新浄水場膜設備電動弁更新工事ほかにおきまして、一部、部品の納期が長期化していることから、適正な工期を確保するため工期を延長するものでございます。繰越額合計4,381万6,600円です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第5号

○議長（池田 宜広君） 日程第5、報告第5号、令和6年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷岡上下水道課長。

○上下水道課長（谷岡 文彦君） 令和6年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書の説明をいたします。41ページを御覧ください。

2事業でございます。資本的支出、建設改良費、事業名が下水道施設改築更新事業です。繰越額が6,600万円です。財源内訳としましては、下水道事業債2,730万円、国庫補助金3,630万円、過年度損益勘定留保資金240万円です。繰越理由につきましてですが、温泉中央浄化センター中央監視装置設備ほか改築工事につきましては、国庫補助事業で債務負担行為に係る工事となります。これにつきましては、入札不落によって契約時期が遅れました。このことにより、令和6年度分が執行できなかったため、繰越しをするというものでございます。

もう一つです、次です。資本的支出、建設改良費、下水道施設浸水対策事業です。繰越額は2,215万4,000円です。財源内訳としましては、下水道事業債850万円、国庫補助金1,045万円、過年度損益勘定留保資金320万4,000円でございます。繰越理由ですけれども、浜坂浄化センター、温泉中央浄化センターの浸水対策実施設計業務で、契約後に新たに調査業務が発生したため、適正な工期を確保するため工期を延長するというものでございます。繰越額合計8,815万4,000円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 6 報告第 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 6、報告第 6 号、第 37 期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第 37 期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） それでは、次のページをお開きください。議案書、営業報告書と、引き続き決算報告書の説明をいたします。

説明に入りますまでに、本件、この資料につきましては、さきに開催されました株主総会において、説明、諮られたものでございます。その総会場で、この資料の中に 3 点修正がございましたので、最初に修正を申し上げますと、ページをめくって、また戻ってと、煩雑になってしまいます。進めながら、修正箇所が出てきました際に、修正点を御説明を申し上げます。

それでは、次のページをお開きください。営業報告書の 1 ページでございます。

令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの第 37 期営業報告でございます。

1、営業報告、そこから 3 行下の、「また」から始まります列でございますが、中段中ほどに「上回ったのもの」という記載がございます。こちらは「上回ったものの」という誤記でございますので、修正をいただきたいと思います。

そこから、さらに 5 行下がります、「さて」というふうに書いてございます行の後段、指定管理施設の報告から申し上げます。リフレッシュパークゆむら、入館者数 5 万 4,957 人、31.9%の減、利用料 2,180 万 4,000 円、10.0%の増。町営駐車場、利用台数 2 万 1,746 台、26.4%の減、利用料 323 万 7,000 円、19.0%の減。健康公園、利用人数 5 万 8,909 人、30.4%の増、利用料 183 万 8,000 円、18.2%の増。草太園地、利用人数 464 人、28.2%の減、利用料 24 万円、25.6%の減。ログハウスカナダ、利用棟数 770 棟、8.1%の減、利用料 1,298 万 1,000 円、8.3%の減。夢千代館、入館者数 1 万 3,194 人、0.8%の増、利用料 340 万 4,000

円、1.4%の増収でございます。

続きまして、直営事業でございます。レストラン楓、6,813万8,000円、5.3%の増。フロント販売品、1,814万4,000円、1.3%の増。リフレッシュ館喫茶・特産品販売、5,552万2,000円、9.6%の増。野外施設、99万7,000円、26.7%の減でございます。売上高は1億2,057万7,000円となっております。3.2%の増でございます。総収入額1億9,019万6,000円となりまして、営業外収支を含み、税引き後の当期利益はマイナス111万5,000円となっております。今期も引き続き赤字決算でございます。

次のページをお開きください。第37期活動報告につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。2、当社の現状でございます。

(1)資本金の推移、当年度末2,000万円でございます。増減はなしでございます。(2)株式の状況につきましては、発行済株式の総数400株、当年度末株主数が135名でございます。(3)社員の状況でございますが、こちらの表につきましては、1行目の社員数の数値に誤りがございます。御説明申し上げますので、記載とメモをお願いしたいと思います。当年度末の社員数15と記載がございますが、14の誤りでございます。それに起因しまして、増減の欄ですが、5人と書いてございますが、4人の誤りでございます。今御説明をしました社員数の数値以外は、表に記載のとおり、その他修正はございません。

なお、表外注釈のところに記載をしておりますが、再雇用、臨時職員、パート職員等の数字はこの表の中には含んでおりません。

(4)業務状況でございます。下段に記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。直営業務につきましても表記載のとおりでございます。

その下、売上げの内訳についてでございますが、まず、売上げの列、フロントから夢千代館まで、合計1億2,057万7,739円。指定管理料の列でございます、リフレッシュ館から夢千代館まで、6,961万8,400円でございます。

以上、部門合計といたしまして、フロントから夢千代館まで、合計1億9,019万6,139円でございます。

次のページをお開きください。3、取締役及び監査役については記載のとおりでございます。また、4、5、6につきましては、次ページ以降、決算報告書の中に記載がございますので、後ほど御説明を申し上げます。

それでは、次のページをお開きいただきまして、決算報告書の……。

○議長（池田 宜広君） 谷口課長、ちょっと待って。

暫時休憩します。

午前9時37分休憩

午前 9 時 3 7 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

どうぞ。

○商工観光課長（谷口 薫君） では、決算報告書の説明に参ります。

表紙をめくっていただきまして、次のページ、貸借対照表の説明に入ります。単位は円でございます。資産の部、1、流動資産につきましては、現金からリサイクル預託金まで、合計1億689万334円。続きまして、2、固定資産、有形固定資産につきましては、建物から一括償却資産まで、合計112万2,058円。無形固定資産につきましてはゼロです。投資等は出資金1万円。固定資産合計といたしまして113万2,058円。3、繰延資産、入会金24万6,667円を合計いたしまして、資産合計1億826万9,059円でございます。

次のページをお開きください。負債の部でございます。1、流動負債、未払費用から未払法人税等まで、合計1,658万4,082円。2、固定負債は負債合計といたしまして、固定負債ゼロでございますので、合計1,658万4,082円でございます。

純資産の部、1、株主資本、資本金2,000万円から繰越利益剰余金まで、合計いたしまして9,168万4,977円でございます。純資産合計も同額でございます。負債、純資産合計、合わせまして1億826万9,059円でございます。

次のページをお開きください。続きまして、損益計算書でございます。単位は円でございます。売上高1億9,019万6,139円。売上原価でございますが、期首商品棚卸高と商品仕入高を合わせまして4,217万9,728円に対しまして、期末商品棚卸高を差し引きいたしました合計3,756万8,244円。売上総利益といたしまして1億5,262万7,895円でございます。3、販売費及び一般管理費につきましては1億5,506万9,587円。営業利益といたしましてマイナス244万1,692円でございます。営業外収益でございますが、受取利息と受取配当金、雑収入、合計いたしまして151万9,464円。営業外費用は、雑損失8,396円を差し引きいたしまして、経常利益といたしましてマイナス93万624円でございます。

次のページをお開きください。引き続き、単位は円でございます。特別利益ゼロ。特別損失、固定資産廃棄損1円。税引き前の当期純利益といたしまして、営業部門はマイナス820万2,155円、指定管理部門といたしまして727万1,531円、合計いたしまして93万625円のマイナスでございます。そこに法人税等を差し引きいたしまして、当期純利益、マイナス111万5,856円でございます。

次のページをお開きください。先ほど御説明しました損益計算書の中の記載の内訳でございます。役員報酬から雑費まで、締めて合計1億5,506万9,587円の内訳でございます。

次のページをお開きください。こちらは営業報告と重なる部分でございます。省略をいたしまして、下の仕入れ内訳についての表を御説明いたしますが、こちら記載ミス

がございましたので、おつなぎをいたします。部門と書いてあります項目名のみ修正をいたします。一番左側の仕入額と真ん中の期首棚卸し額の、この項目名を左右逆にしておいただきまして、数値等は変更ございません。それぞれ一番左側の期首棚卸しに相当する金額、下段合計 3 5 0 万 4, 2 1 8 円、中ほど、仕入額が合計 3, 8 6 7 万 5, 5 1 0 円、期末の棚卸し額といたしまして 4 6 1 万 1, 4 8 4 円という表でございます。

次のページをお開きください。株主資本等の変動計算書でございます。資本金といたしまして期末 2, 0 0 0 万円。利益剰余金につきまして当期末残高 1 1 9 万 2, 0 0 0 円。その他の利益剰余金といたしまして当期末残高、まず、別途積立金が 4, 4 0 0 万円。役員退職積立金につきましては、下段、繰越利益剰余金から 1 0 万円を振り替えいたしまして、1 0 万積み立てる形で 5 0 万円が当期末残高でございます。今申し上げました繰越利益剰余金につきましては、最終当期末残高といたしまして 2, 5 9 9 万 2, 9 7 7 円でございます。利益剰余金合計、当期末残高 7, 1 6 8 万 4, 9 7 7 円。株主資本合計といたしまして、当期末残高 9, 1 6 8 万 4, 9 7 7 円、純資産の部の合計が当期末残高同額の 9, 1 6 8 万 4, 9 7 7 円でございます。

次のページをお開きください。こちらのページは個別注記表となっております。御清覧賜りたく思います。

次のページをお開きください。こちらのページ、下段につきましては、株主総会におきまして監査報告がございました。その記載でございます。

次のページをお開きください。こちらは先ほどの御説明で、剰余金の処分の件について、1 0 万円の振替の御説明をいたしました。その件についての記載でございます、この議案につきましては、総会の場において議決されたものでございます。

事業報告及び財務諸表の報告につきましては、以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 3 点お伺いいたします。

まず、1 点目ですが、合併 2 0 周年を迎えようとするのに、商号のほうが温泉町夢公社となっております。このことに関して、商号変更のような議題といたしますか、そういったものは話にならなかったのでしょうか。

それと、2 点目でございます。株主総会に出席をされたということで、5 1 %の所有をしている株、新温泉町は株主であると思いますが、町長が議決権を持った株主として総会のほうに出席されたのでしょうか。

それと、3 点目でございます。株式についてでございます。平成 1 7 年 5 月 1 8 日現在の定款におきまして、第 2 章、株式のところ、発行する株式の総数及び額面株式 1 株の金額というところで、第 5 条、当会社の発行する株式の総数は 6 0 0 株とするとなり、当会社の発行する額面株式 1 株の金額は 5 万円とするとございます。ところが、3

ページ、見ていただいたら、株式の状況のところで、ごめんなさい、株式数が、発行済株式が400株となっております。株主の、ごめんなさい、総数が135名となっております。この135名の中に1名として新温泉町が入るのでしょうか。その差の中で200株が出ておりますが、この定款の中の600株というのは、上限が600株ということなのでしょうか。そこのところをちょっとお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） まず、会社名、株式会社温泉町夢公社という御質問につきましては、これまでも議会におきまして御質問いただいている案件であるというふうに承知をしております。この件に関しまして、会社のほうに申し伝える形で、役員会等で引き続き検討を頂戴しているというふうに承知をしておりますので、詳しいことについては、専務の立場であります副町長のほうが経過については御説明をできるかというふうに思います。

続きまして、株主総会への出席の仕方ということにつきましては、町長におきましては、来賓という形で当日は出席をいたしております。

また、今御質問ありました平成17年5月18日時点での定款という部分につきましては、大変申し訳ありません、ちょっと私、詳細把握をしておりませんで、現状、400株と135名ということについては把握をしております。そのうちの1名というのが、新温泉町という行政、普通地方公共団体が株主として135名の中に名前を連ねているということでございます。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） まず、1点目の会社名の件でございますけれども、去年の株主総会等におきまして、町長から、会社の在り方についていろいろ検討すべきことがあるのではないかなというふうなことで、いろんな部分の提案を受けているところでございます。経営環境につきましても、設立当初から比べますと、いろんな課題もあるということの中で、社長のほうも、会社の在り方等については前向きに検討するということでもありますので、今御質問のありました会社名等につきましても、その一つとして、検討の一つとして考えたというふうに思っているところでございます。

2点目、3点目については、課長がお答えをしたとおりでございます。株式の600株と400株については、定款のほうに上限というふうなことで認識をしているところでございます。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） まず、今回、合併20周年といういい機会になっていると思いますので、そういったことがきちんと、商号変更ですね、そういったことがきちんと話題に、話題といいますか、上がらなかったのが非常に不思議であります。

それと、結局、では、来賓で町長が株主総会には出席されたということになりましたら、じゃあ、51%の株主である本町としては、誰も株主総会に出席しなかったとい

う、議決権を行使しなかったということによろしいですかね。

それと、3点目の株式の件でございます。では、51%当町が株式を所有しているということですが、現実的に、では、何株、当町は株式を保有をされてるんでしょうか。それで、常に51%の株を所有されているという説明で、ずっと私はこの4年間通してきましたが、この4年間で、発行されている株式の推移というのはなかったという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 商号変更、社名変更につきましては、引き続き、議会でも御意見いただいた旨、会社のほうに申し伝えてまいりまして、引き続き役員会のほうで検討を賜りたいというふうに思います。

また、議決権の行使ということでございますが、51%の株式を保有しているという立場で、株主総会に出席をして議決をされる側といいますよりも、お諮りする執行部の立場として、専務取締役として副町長が役員に加わっているということが、役員体制のほうの執行体制、役員になっているという部分というふうに私も承知しておりまして、当日は、新温泉町の町長としては委任状という形で、来賓としては出席をするんですが、株主としては欠席という形を取っているように会社のほうには報告を聞いております。

また、株主の総数につきましてはこの4年間、私も、議案、この報告等全て見返しましたが、400株、135名ということについては変動ないというふうに承知をしております。

○議長（池田 宜広君） それのうちで、51%というのが毎年報告をされてますが、その比率は変わってないのかと。

続けて。

○商工観光課長（谷口 薫君） 大変申し訳ございません。今、町として何株ということをお手元にちょっと資料を持っておりますので、確認いたしまして、後ほど報告したいと思いますが、51%ということになりますと、204株については保有をしている必要がございますので、ちょっと資料を、公社のほうに確認をいたしまして、正確にお答えを後ほどさせていただきます。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午前9時52分休憩

午前9時53分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 株式の総数でございますが、先ほど副町長から申し上げました600株というのが定款上の上限ということで、当初から400株の発行を行っているということで、その後の増減については、会社設立当初から変動ございません。

御質問の町の保有株については、51%ということで、400株の51%ですので、204株を町が保有しております。

○議長（池田 宜広君） よろしいですか。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） それと、じゃあ、株主数が135名ということで、1名が新温泉町であると。じゃあ、その他っていうか、残りの134名は、発行済みの株券を持っているということの認識でよろしいんでしょうか。（「株券かどうかは分からないね」と呼ぶ者あり）すみません、ちょっと。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、続けて。

○議員（4番 米田 雅代君） 申し訳ありません。それで、そのこのところの発行済数、発行を何株持っているのかっていう、ごめんなさい。ということと、それと、その中で、400株の中で、発行済株は、中で、じゃあ、常に51%を本町が持っているというような認識の中で、ということは、当然第三セクターでもありますし、本町の、何ていうんですかね、先ほどの商号変更につきましても、我が町の意見といいますか、そういったものが非常に強く反映されると思うんですが、そういったことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 大変申し訳ございません。私、株券そのもの自体を目にしたことがございませんので、大変お恥ずかしながら、株式として有価証券という券自体の存在を承知しておりませず、大変申し訳ございませんが、135名の方がそれぞれ株数に応じて株券というものを保有しているというふうに理解をしております。

135名というところのうち1名が町でございますので、204株というその保有株については、これまで変動がございません。51%相当の株式保有という立場で、役員のほうに副町長が専務として存在をしておりますので、町の意向、町の思いというのは、役員の取締役決定の中で十分に反映されるというふうなことで承知をしております。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） まず、地方自治法の規定によりまして、地方自治法上は第三セクターという言葉はございません。町が出資する法人ということで。

○議長（池田 宜広君） ちょっと静かに。

○副町長（西村 徹君） その比率によって町長の調査権というのが、地方自治法221条ということで定められております。それで51%、25%、それ以下ということが自治法で定められておりますので、51%については、このように議会にも経営状況を報告するというふうなことで、この議案の趣旨としてはそういう趣旨でございます。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 何点かお尋ねいたします。

1 ページの第 3 7 期営業報告の中で、まず、露天風呂の貸切り利用につきましても稼働いたしますと、このちょっと中身はどういうことなんでしょうか。これから稼働するのか、それとも、ちゃんとそういう見通しがあるのか、団体利用の見通しがあるのか、どうなんでしょう。これは、今後のリフレッシュを運営するに当たって、その収益がどうなるかどうかの大きな分かれ目になると思うんですけども、その点について、この言葉の意味を教えてください。

それから、北駐車場が無人化をされまして、何人これで従業員の数が減ったのか。それからもう一つは、もともと、夢公社なりリフレッシュをつくるときの一番の大きな眼目というのは、町民の健康管理であったり、それからもう一つは雇用の確保と、雇用の確保というのが一つは大きな柱なんですけども、今回無人化をしたことと矛盾しませんか。

その 2 点、聞かせてください。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 営業報告書に、露天風呂の件について稼働いたしますという文面で記載がございますが、こちらにつきましても役員会のほうで、今、貸切り利用をしてもらえる、またそういうことを紹介してもらえるという、そういうアドバイスをいただける方から、利用について推進をしていくという体制に入ってるということ聞いております。また、町といたしましても、町営の施設でございますので、これまで条例改正を行ってから全くもってそういう動きをしてないわけなんですけども、町自体は商工観光課、当課としまして、ふるさと納税の形態の一つとして、貸切りをする場合に、ちょうど金額でいうと 5 0 万円相当の価格設定になりますが、ふるさと納税の商品として貸切りをされませんかということを含めて動いていこうということで、今、課内では調整を図っているところでございます。

また、北駐車場につきまして無人化、機械化されたところでございますが、議員御質問の流れとは反対でございまして、これまで 6 名北駐車場と東駐車場で従業員の方がおられました。その 6 名のうちお二人から退職の意が示されたということで、そのままではこれまでどおりの管理がしていけないという、ちょうどその時期に、例えば機械化をされませんかという、そういうお話をいただいた中で、では、その機械化に踏み切って、今 4 名が駐車場の方ということで、いていただいておりますが、そのうち 1 名は引き続き、北駐車場の清掃も含めて、引き続き、会社自体が雇用の場ということで継続、働いていただいているということでございます。そういう考えからしますと、矛盾ということではなく、引き続き、働く意思がある方については働いていただいていると、そういう解釈でございます。

○議長（池田 宜広君） 1 4 番、中井次郎君。

○議員（14 番 中井 次郎君） まず、露天風呂の貸切りの件ですが、これについてはふるさと納税で、いわゆる金額としては 5 0 万円ということで、これで今、話を宣伝なり

そういう形でやってるということですか。はっきりまだこれに、それでは、ふるさと納税させていただきますと、露天風呂の貸切りをいたします、させてくださいっていう声はまだ出てないということですか。その点をあれしてください。

それから、北駐車場の無人化の件については、あれですね、やる気のある、勤める気がある方っていうようなお話だったんですけども、現実には、私の聞いている内容では違うわけですね。ただ無人化をするんだと。要は人件費と、それからその運営に係る金と入ってくる収入とを比べたら、当然人件費のほうが高くつくんだと、そういう形だということを根本にあるということを聞いているんですけども、私は、これから夢公社の性格が変わってくるのではないかと。雇用の確保っていうことについての今後の、あくまでそれをやっぱり守る、そういう必要が私はあると思うんです、第三セクターである以上。やっぱりそのことをきちんとしていただきたいと思うんですけど、その点どうですか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 露天風呂の件に関しましては、夢公社が指定管理者ということで、町の条例を基に管理運営を行っていただいております。夢公社のほうは今、先ほど御説明をいたしました、答弁いたしました最初のほうのことにつきましては、夢公社のほうで今、借りていただける先について、こういう形で例えば使ってくださいという15万円の在り方をセールスをしてる途中であるということを聞いております。役員会で今検討中ですということで報告を聞いております。

また、後段申し上げましたふるさと納税のことについては、今まだインターネット上に何も上がっておりません。当課といたしまして、15万円っていう貸切り料をもしふるさと納税でっていうことをチャレンジするのであれば、50万円っていう価格設定が必要になっていきますので、もしよければ、そういった形で納税いただけませんかということをこれから本年度の下半期に向けてインターネット等で、PRも含めて、アピールしていきたいということでございます。

また、北駐車場のことについては、私、答弁内容が少し言葉が足りてなかったかもしれませんが、6名おられた方の中で2名の方がもうそろそろ仕事を辞めさせていただきたいということの申出があったということから無人化ということを進めたという部分でありますので、無人化をするので辞めてくださいという形の流れではございません。

また、一方で、北駐車場も東駐車場も非常に御高齢の方に駐車場に勤めていただいております。今後、薬師湯のほうも同じ町営の施設で無人精算という形を取っております。駐車場に従事いただく方ということのスタッフと、また、夢公社全体として職員をどのように、社員をどのように雇用していくかということについては、今この場で御意見を賜ったということを役員のほうに申し伝えたいというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 私の聞いているのとは違いますけど、これ以上言っても話にならないんで。

ぜひ雇用の方であるということを今後もやっぱり守っていただきたいと、それを申し上げておきます。

それから、露天風呂の貸切りってというのは、まだそういうのはないということですね、今の課長の答弁では。そうしますと、これは本当に別なところで言わなあかんのか知らないんですけども、リフレッシュパークのいわゆる収益の関係がどうなっていくのか、やっぱりその点も一つは考えていくべきことだと思います。私は、貸切りの風呂が、露天風呂が大変たくさん注文が来て、にぎわってるのかなと思ったら、少し違う感じですから。

それと、町民の中から年間券に対するやはり要望がいまだに強いと、こういうこともあるわけで、中には、夢公社の定款の範囲内でできるようなことがあれば、町民にもっと利用してもらえようにしたらどうかと、そういう話も出てるわけで、ぜひその点をきちっとお考えをいただきたいと思うんですけど、これは副町長からお願いできますか。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） まず、駐車場に関連して、雇用の創出、あるいは確保ということはどう考えるかということでもありますけれども、そもそも第三セクターというのは、なかなか民間企業が入って産業ができにくい、こういう中山間地等におきまして、公共性と企業性を生かす第三セクターの使命というものについては、地域の振興、あるいは雇用の創出ということが当初の目的でございますので、雇用の創出、確保については当初から何ら変わりはありません。今回の駐車場については、社員の確保が非常に難しいということで、退職予定の方に延長していただいたり、そういった形での対応策として、こういう自動化を図ったという意味でございますので、決して雇用の創出と確保については揺らぐところはございません。以上でございます。（発言する者あり）

年間券については、株主総会でもありまして、社長のほうから、会社として検討するということでございますので、そういう見解でございます。

○議長（池田 宜広君） ちょっと暫時休憩します。

午前 10 時 08 分休憩

午前 10 時 08 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 露天風呂の件でございます。議員御質問の点、私、答弁漏れがございました。

今のところ、まだそういう利用は1件もございません。露天風呂の貸切りという部分については、当課からも、町のほうからも、夢公社のほうに対して、これは収益を上げられる手段の一つとして貸切り利用というものが促進されていくべきということで、約2年前に条例が施行されたところでございます。これからも引き続きしっかりと館とし

て、リフレッシュパークとして、収益を上げられるその営業、セールスというものを会社としてしっかりしていただくようにこれからも申入れをしていきたいというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 温泉町夢公社の件につきましては、私が 1 期目のときから、夢公社の在り方ということで、本来、全町的な範囲でまちづくりを考える組織であるべきということを述べてきました。その中で、名称についても温泉町夢公社であることはおかしいということも述べてきました。ところが、今説明いただいた中で、今検討を始めましたというようなことになってるんですけども、この今になったっていうようなことについて、なぜなのかということをお聞きしたいと思いますし、もう一つ、これは単純な会計上の質問なんですけども、繰延資産の中に入会金ってあって、非常に端数まであるような形になってるんですが、これは一体何なのかなっていうのをちょっと御説明いただけたらと思います。2 点お願いします。

○議長（池田 宜広君） 1 つ目のは自分の質問に対しての答えですので、必要ございません。質疑というのはこの数字等に関しての質疑をお願いしたいと思いますので、2 問目の分だけお答えください。（「少々お待ちください」と呼ぶ者あり）課長、副町長。谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 入会金につきましては、24 万円相当の端数がある数字につきましては、先ほど私も報告を申し上げました。株主総会のほうに提出されました本決算書につきまして一つ一つの勘定を全て私、把握をできておりませんで、入会金というものについては年間券等についての入会をいただいたものの金額として承知しております。端数が本来出るものでございませんで、税等の関係の計算というふうに解釈をしておりますが、詳細について、大変申し訳ございませんで、確認をいたしまして、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） いいですか、後ほどで。

○議員（8 番 河越 忠志君） 結構です。

○議長（池田 宜広君） なら、後刻。

いいですか。

じゃあ、5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 1 点だけ。3 ページの指定管理施設及び業務のところなんですけども、指定管理施設でリフレッシュ館がありまして、業務内容のほうにスイミングスクールってあるんですけども、これは指定管理業務というふうに認識したらよいんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 直営の業務に記載がございませんで、あくまでも指

定管理の業務の範囲内ということでスイミングスクールというふうに承知をしております。今現在は、大人の方に向けた水泳教室というものを運営してもらっているというふうに承知をしております。

○議長（池田 宜広君） 5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 指定管理、町として行っているものが大人のスイミングスクールというふうな認識でされているということなんでしょうか。

また、私の認識では、指定管理の内容ではなくて、指定管理出したときに、提案の中でこういった経営努力していくという中にスイミングスクールが入っているだけで、指定管理業務ではないのじゃないのかなというふうに思いますし、これまでやっていた子供たち対象のスイミングスクールが休止になったことが指定管理業務であるならば、指定管理料にも影響がしてくるかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 指定管理施設の運営というものにつきましては、用意した町の施設、館、また設備というものを、それを活用して運営管理をしていただくという解釈のものでありますので、今、プールというものがございます。そのプールを使って、スイミングスクールであるとか、あるいはいろんな教室を開いていただくというものについては、指定管理業務の範囲内ということであろうというふうに思います。

一方で、プールを使って目的外で何か別の事業をされるということになれば、プールを活用した直営事業というふうな解釈になろうかと思しますので、プールをプールとして使うという業務範囲内については指定管理業務というふうに捉えております。

○議長（池田 宜広君） 5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） では、スイミングスクールというのはこういった内容を想定した指定管理になるんでしょうか。その辺りがしっかりと定義されていなければ、指定管理の業務を遂行されたかどうかというのをチェックできないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 指定管理の協定書、また指定管理の単年度の契約の中に、スイミングスクールについて詳細にこれこれこういうふうにと示したものはございません。プールをプールとして活用いただく中で、健康増進として歩かれる方は利用料を払って入られて、中で歩かれるということではありますが、せっかく施設として構えがありますので、職員、社員がスイミングスクールなどを開いて、売上げを上げることに努力してほしいということの意味で、スイミングスクールということ、町のほうからもそういう形の教室を開いてほしい、開いてはどうかということについて協議をさせていただいているということでもありますので、スイミングスクールを必ずしもせよとか、一つ一つの業務について細かく契約書のほうに記載をしているというふうな

解釈にはしておりません。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 15 分休憩

午前 10 時 29 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 7 承認第 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 7、承認第 2 号、専決処分の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただいております。同条第 3 項の規定により、議会の御承認を賜りたく、御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 石原税務課長。

○税務課長（石原 通孝君） それでは、新温泉町税条例、専決処分についての説明をいたします。

説明の都合上、審議資料 8 ページをお開きください。

専決に至った経緯を説明させていただきます。令和 7 年度税制改正に対応するための税条例の専決処分について（令和 7 年 4 月 1 日施行分）。

1、軽自動車税（新温泉町税条例第 82 条、第 89 条第 2 項）の改正の内容でございます。二輪車の車両区分の見直し、総排気量 125 cc 以下で最高出力を 4.0 キロワット（50 cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円、現行の 50 cc 原付と同額とするということです。根拠法令は地方税法でございます。令和 7 年 3 月 31 日可決、成立、公布され、令和 7 年 4 月 1 日施行となっております。施行日は令和 7 年 4 月 1 日で、公布日は令和 7 年 3 月 31 日となっております。

続きまして、同じく軽自動車税でございます。新温泉町税条例第 90 条第 2 項、第 3 項の改正内容でございます。道路交通法の改正（令和 7 年 3 月 24 日施行分）に伴う改正でございます。マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備でございます。根拠法令は道路交通法でございます。施行日は同上で

す。

専決処分する理由でございます。軽自動車税の改正については、令和7年4月1日施行であるためでございます。

それでは、条例改正の内容を説明させていただきます。説明の都合上、審議資料9ページの新温泉町税条例改正の概要を御覧ください。

条例第82条の改正内容でございますが、地方税法第463条の15の1項の法律改正に合わせて改正するものでございます。軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う税率の区分の改正でございます。

第89条第2項、法律改正に合わせて改正になっております。軽自動車税種別割標準税率区分見直しに伴う減免申請の記載事項に係る規定の整備でございます。

第90条第2項、3項、道路交通法改正に伴う改正でございます。マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証提示義務に係る規定の整備でございます。

議案にお戻りいただきまして、タブレット62ページでございます。このたびの改正条例の附則としまして、第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。また、第2条では、軽自動車税に関する経過措置を設けております。第2条、改正後の新温泉町税条例82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

日程第8 議案第39号

○議長（池田 宜広君） 日程第8、議案第39号、新温泉町行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、組織運営の効率性等の観点から、所掌事

務について所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 39 号について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料 14 ページ、行政組織の一部見直しについてを御覧ください。このたびの行政組織の一部見直しにつきましては、年度の途中ではありますが、現状の職員体制を踏まえた中で速やかに改善を図るため、次のとおり組織の一部見直しを実施するものです。

見直しの内容ですが、温泉活用による町の活性化を目指したおんせん天国室の所管を商工観光課へ移管いたします。平成 31 年 4 月に温泉活用に関する施策の企画・調整業務をより強力に推進するため企画課に設置したおんせん天国室について、各課との連携、また、商工観光課と連携を図りながら事業を推進してきましたが、今年度の職員体制の現状を踏まえ、商工観光課の所管とすることで、より効率的・効果的な事業推進を図ろうとするものです。

表のとおり、現行、企画課おんせん天国室が所管する業務をそのまま商工観光課へおんせん天国室として移管いたします。施行期日は、令和 7 年 7 月 1 日としております。

次に、審議資料 10 ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案で、下線部分が改正箇所になります。現行第 3 条、企画課の事務のうち、第 5 号の温泉開発及び利用に関する事項を削り、改正案第 8 条、商工観光課の事務に第 5 号として内容そのままを加えるものです。

次に、行政組織規則の一部改正について 12 ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。現行第 2 条の企画課の係等のおんせん天国室を削り、改正案、商工観光課に加えております。

13 ページを御覧いただき、現行の企画課からおんせん天国室を削り、改正案、商工観光課におんせん天国室として事務分掌に 1 号、2 号、それぞれ加えております。

それでは、議案の条例本文、64 ページの附則を御覧ください。この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 今回の行政改革といいますか、配置替えについてですが、あからさまに温泉室長が商工観光課の課長に移られた。それで、行政というものは継続性を求められるものであり、人に仕事をつけるものではないと考えております。それを考えますと、これはあからさまにそういうような形の中での配置替えというふうに思えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） このたびの組織の見直しにつきましては、昨年度、急な退職が出ました。3名、管理職、また課長補佐級等の退職が生じたという中で、4月の人事の体制について大変苦慮した中で、十分な体制が取れなかったというところでの辞令に当たっては、兼務というような体制で、そこの不足した部分について兼務辞令を出すことで対応をしました。4月、5月を見る中で、現状、なかなかこれを1年間通すとなると、スムーズな業務の運営には支障を来すおそれがあるというふうに判断しましたので、このたびの年度途中での組織見直しということになっております。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） おんせん天国室を企画課に置いておられたってことは、それなりの意味があったのではないかと思います。今回、今の課長の説明によりますと、回していくのが大変だから、そのような言い方としか私は受け止められませんでした。先ほども申し上げましたが、行政は継続していくということが一番だろうかと思います。その仕事に、おんせん天国室に新たな人を配置することによって、また新たな仕事を、課題を見つけることもあろうかと思います。そういった意味合いの中で、やりくり困ったから、それはいかがなものかと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） この組織につきましては、今回のおんせん天国室を含めて、令和8年度からの見直しを視野に入れておりましたが、先ほど申しましたように、人事的な部分でこのような形になっております。もともと企画課での温泉活用の施策、企画、立案、調整という中で、一定企画課での役割も終えたといえますか、企画課にこのまま継続するよりかは、商工観光課の業務として、それぞれ観光面での情報発信、また入浴施設の利用促進という部分でいきますと、より商工観光課との連携を強める必要があるという中で、令和8年度を視野に入れておりましたが、令和8年度まで待てない状況になったというふうに判断いたしました。

そもそも、じゃあ、令和7年度からできなかったのかってということになるわけですが、令和7年度におきましては人的に対応が可能というふうに判断しておりましたが、3月においての職員の急な退職というところで、そもそも組織、人が配置できての組織ですから、人が配置できない以上は、人に合わせた組織見直し、業務の効率性という部分では、より限られた人員の中で効率的に業務を行ってまちづくりを推進していく必要がございますので、こういった年度の途中ではございますが、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 課長、行政、組織条例を変えるという話ですよ、これはね。じゃあ、人が配置できないからといって、その都度こういうような形でされるということですか。条例を変えていって、変えていくという、そういうようなことをされて

いくってことですよ。そういうことが、人がいないから、じゃあ、その都度その都度行政組織を変えていきますよっていう、そういうような運営をされるということですか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） そもそもこの行政組織ってというのは、町長をトップにして、それぞれ我々の職員がいかにかまづくり、推進していく上で、町民の健康増進なり福祉増進を図っていく上で、より効率的に運営しなければならないという中で、職員も合併時から大きく削減してきております。そういった中で、じゃあ、組織をそのまま合併時の組織でやっていけるのかといいますと、そうではなくて、一定の時期に組織も大きく見直してきております。ですから、組織ありきではなくて、限られた職員の中でいかに町民のために仕事をしていくかという部分で、じゃあ、よりどういった組織がいいのかというのは、その都度必要に応じて見直さなければならないというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 2 点。このおんせん天国室が商工観光課になることで、役職、今、参事と室長と係長とおられると思うんですけども、その辺り、役職はそのままなのでしょうか。また、担当者は決定しているのでしょうか。答えられる範囲でお願いしますというのと、あと、役職、引継ぎかどうか分からないんですけども、その辺り、給与の面で、課長が兼任されるとかで、どういった変更が生じるものなのでしょうか、お願いします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 人事に関することですので明確にお答えするっていうことは難しいわけですけども、今の若干ちょっと入り組んでいる人事の在り方というのは解消されるというふうに思っております。一般的であれば、課長が室長を兼務するということになるかと思えますし、給与面等につきましては、課長が兼務するとなれば、課長は今のままの、管理職手当はそのままですし、特に変更は生じません。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 9 議案第 4 0 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 9、議案第 4 0 号、新温泉町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関
する法律の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 4 0 号について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料 1 5 ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。別表中、選
挙執行における選挙長、投票所の投票管理者、以下、開票立会人までの報酬の額につい
て国の基準単価にそれぞれ改めており、選挙長では現行 1 万 8 0 0 円を 1 万 2, 2 0 0 円
に、投票所の投票管理者は 1 万 2, 8 0 0 円を 1 万 4, 5 0 0 円に、以下記載のとおり、そ
れぞれ約 1 3 % の増となっております。

また、備考としまして、現行を 1 とし、新たに 2 として、繰上げ投票所の投票管理者
及び投票立会人の報酬の額について、これまで 1 投票所であったものを 7 月の参議院選
挙から 8 か所に増やすこととしたため、他市町の例により、繰上げ時間に応じて減額す
る旨の規定を加えております。

それでは、議案の条例本文、6 6 ページの附則を御覧ください。この条例は、公布の
日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

1 5 番、小林俊之君。

○議員（15 番 小林 俊之君） この選挙事務に関わるものが今出ているわけですが、
も、対応する時間が、勤務時間という言い方が不適當かも分かりませんが、長い
んですね、1 2 時間になるんでしょうかね。実際に時間が長いわけですから、かなりの
負担があるように思います。備考のところに書いてあります、半日の場合はという部分も
あるわけですが、全てに半日勤務という部分を考慮されるのでしょうか。してな
いのであれば、そういうようにされたほうがいろんな部分で都合がいいというように思
いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議員御指摘の立会人、半日で交代する場合の規定がなされ
ているかということだと思いますが、このたびの備考の改正につきましては、あくまで

繰上げ投票所における内容となっておりますので、半日で交代するということは想定しておりません。そういった議論もあるわけですが、実際、立会人を選任する上で、なかなか人を選ぶところで苦慮している現実があります。逆に、半日ずつになりますと、2人お願いしないといけない。逆に、半日だったら選びやすいのではないかという御意見もあろうかと思えますけども、なかなか現実、そういったことにはなりにくい我が町の現状もあります。今でしたら、一定の立会人が確保できているという中で、少しでも時間が長い部分で、投票者がいない投票所については、負担軽減ということで、これまでから繰上げをすべきではないかという御意見をいただいた中で、一定、投票所の繰上げということに踏み切っております。そういったことで、今回改正を行っております。

今後につきましては、いただいた御意見、また検討、他市町の例も参考にしながら、また、今後選挙執行をする上での投票管理者、立会人等の御意見をいただきながら、そういった必要性があればまた御提案させていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第41号

○議長（池田 宜広君） 日程第10、議案第41号、新温泉町職員の育児休業等に関する条例及び新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を提案するものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第41号について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料21ページ、一部改正の概要を御覧ください。

1、改正理由ですが、令和6年8月8日に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充の一部の項目、枠で囲っている参考部分で

すが、今回の改正で対応と記載しています(1)の①育児時間の取得パターンの多様化等、それと、④仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等、これらに対応するため、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2の改正内容につきましては、まず1つ目、育児時間の取得パターンの多様化等として、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うもので、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の育児休業を第1号部分休業とし、法改正により新たに措置された1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の育児休業を第2号部分休業と言うとしております。主に①から③まで規定しております。

①では、育児時間の請求を申し出る単位期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

②では、職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、①の期間につき、常勤職員は77時間30分とし、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とする。

なお、記載はありませんが、経過措置として、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間は、常勤職員では77時間30分のところ、38時間45分と、非常勤職員では10を乗じてとあるのを5を乗じてになります。

③では、職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては、1時間を単位として承認するというものです。

22ページを御覧いただき、2点目としまして、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等として、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正を行うものです。

内容は、ア、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等と、イ、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等ということで、それぞれ該当する職員に対して、①、②では、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供と利用に係る意向確認のための措置について、③、④では、家庭の状況に起因する仕事と育児の両立に支障となる事情の改善事項に係る当該職員の意向を確認するための措置と、意向を確認した事項について配慮するというものになります。

施行期日は令和7年10月1日としております。

次に、審議資料の16ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。主に先ほどの概要で説明しました改正になります。第1条関係では新温泉町職員の育児休業等に関する条例について、第17条、第18条、それぞれ字句の改正を、17ページ、第18条の2から第18条の5まで新たに追加し、18ページの第19条、第20条は資料のとおり改正を行うものです。

次に、19ページは、第2条関係として、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、第15条では条ずれによる改正を行い、20ページの第17条の

2、17条の3を1条ずつ繰り下げて、第17条の次に19ページ、第17条の2を追加しております。

それでは、議案の条例本文、70ページの附則を御覧いただき、第1項で施行期日を規定し、第2項と第3項で経過措置を規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

5番、岡坂遼太君。

○議員（5番 岡坂 遼太君） 1点だけ。改正理由のほうで、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等があるんですけども、これについては何年か前の改正だとか通知等でしなければいけないようになってたような気がするんですけども、それに対して対応、本町の条例ができてなかったということなんですか。

また、これまでからそういった説明、育休取られる、出産控えてる方等への説明、意向確認等はされてなかったということなんですか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） これまでについて言われますのは、3月に改正した内容が7月からの施行、また、今回の改正の分が10月からの施行ということで、これからそういったことをしなければならないというふうに認識をしております。

従来からの育児休業等の制度に関してにつきましては、それぞれ条例に沿って対応しているつもりでございます。

○議長（池田 宜広君） 5番、岡坂遼太君。

○議員（5番 岡坂 遼太君） 例えば男性育休ので、2回取得しなければいけない、2回取得しなければ条件を満たさずに、できなくなるようなだとか、2回育休取ることによって、その後のことが使えるようなことがあったと思うんですけど、その辺りって職員に説明しないと、多分制度を把握してない人はなかなか使えなかったりするんで、国のほうから職員に確認するようにみたいな形であったと思うんですけども、そういったことに対しては対応されていなかったっていうふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） すみません、ちょっと私の認識不足もあります。このたびの条例改正、3月の改正、今回の改正等につきましては、それぞれ今後対応していくということにしておりますが、従来からの分につきましては、具体的にどう対応してるかというところまでは把握し切れてませんので、必ずしも十分に周知が図れているかといいますと、そうではないというふうに言わざるを得ないというところであります。

○議長（池田 宜広君） 5番、岡坂遼太君。

○議員（5番 岡坂 遼太君） 承知しました。今回、対応するということですので、今後はしっかりと対応していただき、また、取得される方に関してはお金に関してもどう

かなという不安は持たれてると思いますので、そういったところも案内して、寄り添う形で職員と共にしていただけたらと思います。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 今後の働き方改革におきまして、仕事と家庭の両立というのは非常に大切なことになってこようかと思っております。議員御指摘のように対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 1 1 議案第 4 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 1、議案第 4 2 号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 4 2 号について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料 2 3 ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。このたびの改正につきましては、栄養士法の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることから、当該管理栄養士の職について引き続き医療職（Ⅱ）給料表を適用するため、別表第 3、備考中、2 4 ページの別表第 5、ウ、医療職（Ⅱ）給料表等級別基準職務表にそれぞれ管理栄養士を追加しております。

議案の条例本文、7 3 ページの附則を御覧いただき、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 1 2 議案第 4 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 2、議案第 4 3 号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 石原税務課長。

○税務課長（石原 通孝君） それでは、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正する条例の説明をいたします。

説明の都合上、審議資料 2 9 ページの令和 7 年度新温泉町国民健康保険税条例の一部改正の概要についてをお開きください。

主な改正点は、令和 7 年 2 月 7 日公布、国民健康保険法施行令の改正に伴うものです。国民健康保険法施行令の改正関係で、1、医療費と後期高齢者等支援金課税限度額の引上げです。太文字で記載しておりますが、医療費分が 6 5 万円から 6 6 万円、後期高齢者支援金が 2 4 万円から 2 6 万円の引上げでございます。

続きまして、(2)、減額措置に係る軽減判定の基準額の見直しであります。5 割軽減が 2 9 万 5, 0 0 0 円から 3 0 万 5, 0 0 0 円、2 割軽減が 5 4 万 5, 0 0 0 円から 5 6 万円にそれぞれ引上げになります。この基準額の引上げにより、軽減対象世帯が拡大されます。

令和 7 年度におきましては、国民健康保険税の税率等は、基金の繰入れにより前年の税率を適用することで据置きとなりました。

以降の概要の説明は省略させていただき、御清覧いただきますようお願いいたします。

それでは、議案にお戻りいただき、タブレットの 7 5 ページでございます。この改正条例の附則でございます。第 1 項にて、施行期日は公布の日からとしております。第 2

項では、この条例による改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第13 議案第44号

○議長（池田 宜広君） 日程第13、議案第44号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の改正に伴い、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 島田健康課長。

○健康課長（島田 秀則君） 議案第44号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の38ページを御覧ください。一部改正の概要です。

1、改正の理由です。国の制度改正に伴い、県要綱等の一部改正が令和7年7月1日付で行われることから、所要の改正を行うものです。

なお、県からの一部改正に関する通知につきましては、令和7年3月27日付で発出されており、本議会での御提案となりました。

国の制度改正としましては、(1)の自立支援医療制度における低所得Ⅰの基準額、(2)の介護保険第1号被保険者の介護保険料基準額のいずれも80万円が80万9,000円に改正となっており、その基準額をそれぞれ県要綱等で準用しております。

2、改正の概要です。県要綱等の一部改正の施行期日である令和7年7月1日に施行する新温泉町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例に次の改正規定を加えるもので

す。条例第2条第16号及び第17号、次の行の別表第3の80万円を80万9,000円に改める改正規定を加えます。

各制度の改正内容につきましては、表に記載のとおりでございます。

3、施行期日です。施行期日は公布の日で、令和7年一部改正条例と記載の新温泉町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の改正期日までに施行します。

次に、審議資料37ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案です。下線部が改正箇所、条例第2条の改正規定と別表第3の改正規定、それぞれを改めるものです。

それでは、議案、条例本文を御覧ください。タブレットでは77ページになります。附則でございます。この条例は公布の日から施行するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第14 議案第45号

○議長（池田 宜広君） 日程第14、議案第45号、公有水面埋立てに関する意見についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県但馬県民局長から釜屋湾内公有水面埋立てに関して意見照会があったので、下記のとおり回答するにつき、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第45号について御説明申し上げます。ただいま町長から提案説明があったとおり、このたび本町から提出いたしました釜屋湾内に係る公有水面埋立免許の出願を受け、但馬県民局長から、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、地元市町村長である新温泉町長に意見照会がありました。この意見

の提出に当たっては、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決が必要であることから、本件議案を提出するものでございます。

なお、本件につきましては、この後御審議をお願いいたします議案第46号に関連する議案でもあります。

それでは、まず、審議資料の39ページを御覧ください。根拠法令となります公有水面埋立法の抜粋でございます。第3条第1項に、「都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ」とあり、同条第4項では、「第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス」となっています。

次に、40ページを御覧ください。ここからは、本町が県に提出した公有水面埋立免許願書の抜粋でございます。

1、埋立区域として、(1)位置、(2)区域及び(3)面積を記載しており、埋立面積といたしましては、1,171.53平米となります。

続きまして、41ページからは、2、埋立てに関する工事の施行区域として、(1)位置、(2)区域、そして、42ページに(3)面積を記載しています。

3、埋立地の用途としましては、表1及び図1に示すとおり、事業に必要な土地利用面積5,703.15平米のうち、1,171.53平米を公有水面の埋立てにより確保し、道路用地及び緑地として利用する計画としております。

次に、43ページは、4、設計の概要として、(1)地盤の高さ、(2)工作物の種類及び構造、(3)工事の施行方法及び(4)公共施設の配置及び規模の概要を記載しています。

また、5、工事の施行に要する期間は4年としております。

次に、44ページを御覧ください。埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面でございます。図の中央辺り、赤線で囲んでいるエリアが公有水面の埋立区域となり、この北側に接していますのが町道釜屋海岸線に係る釜屋橋でございます。

続きまして、このたび公有水面埋立免許を出願するに至った経緯を少し御説明させていただきますと、この釜屋橋は、平成28年度に実施いたしました橋梁点検の結果、早期措置段階であります判定区分3という診断がなされ、早急な対策の検討が必要となりました。この課題対応策としまして、釜屋橋の撤去のみを行うという選択肢も考えられるわけですが、それでは日常生活で多く利用する町道の交通網が失われるほか、近年の漁獲量は減ってはいますが、近接する釜屋漁港で水揚げされた新鮮な海産物を浜坂漁港に運搬する最短ルートがなくなるといった釜屋地区周辺の交通網の利便性も失われます。また、釜屋橋を撤去すると、釜屋漁港に出入りする車両が全て釜屋集落を通行することから、少なからず騒音、振動の発生原因となる可能性が生じ、さらに、釜屋地区は崖地が多く、法面崩落等の災害時対応として国道178号には町道を2か所で接続すべきであり、釜屋橋がある東側のルート確保が必要であると考えました。

これらのことから、既設の釜屋橋を撤去するだけでなく、既存の路線を延長して町道釜屋海岸線を確保する必要が生じました。そして、この町道を配置する案として3案に

絞って比較検討し、総合的に判断した結果、釜屋湾の埋立案を採用し、整備していくことになり、今年度から埋立事業を実施するに当たり、公有水面埋立免許願書の出願に至ったものであります。

今後のスケジュールといたしましては、本議会での議決を経て、但馬県民局長へ意見回答を行い、その後、県から各関係機関へ意見照会、回答を得た後、順調にいけば8月上旬頃に埋立免許が発行され、工事に着手する予定でございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、78ページ、議案第45号を御覧ください。

1、埋立区域から3、埋立工事期間につきましては、先ほど御説明申し上げた記載のとおりでございます。

4、意見といたしまして、この埋立てについては、異議なく同意する旨の回答をしたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 確認なのですが、釜屋橋撤去以外にも架け替え、新しくまた釜屋橋を、撤去して、また新たに造るという、架けるという選択肢もあったと思うんですが、このところで埋立ての方向を取られたっていうのは、いろんな財政的な部分、いろんな部分の中で一番そこが妥当であろうということの中で、埋立ての方向を取られたっていう形で認識したらよろしいんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） そのとおりでございます。先ほども説明いたしましたが、3案に絞って、A案、B案、C案というふうに絞って検討しました。当然、経済比較等も行っただけでございます。その中で、最も最適と思われる今回の案に至ったということでございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 審議資料の44ページに平面図が出てるんですけども、この薄緑の部分って、これは平らになるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この構造的なものがどうなってるのかお聞きできますでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 緑色の部分で、先ほども言いましたけど、赤枠が公有水面の埋立区域になります。緑の部分も埋め立てるわけですけども、ここは公有水面、水面ではなくて、陸地というふうに捉えております。ここも埋め立てるわけですけども、そういうことでございます。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） そのように理解はしてるんですけども、例えばこの平らな部分ができた、ここの利用というものについて何かお考えでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 工事が施行されて、埋め立てられて、平地になる部分ということでございますけれども、そちらにつきましては、緑地ということで、先ほど説明した部分になります。こちらについては、これから地元とも協議をしないといけないと思っておりますけれども、釜屋地区につきましては、何か有事の際、避難するところが限られてくるということになります。高さ的にはここが１０メートルほどになるんですけども、標高につきましては、津波が来たときにここが必ずしも安全かといったら、多分そうではないと思っております。もっと高いところに行かないといけないと。ただ、その後の皆さんが集まる場所としては、釜屋につきましては、今現在もこういう平地部分が少ないわけでございますので、そういった意味で、こういった部分を地元のほうで利活用していただくということ、また、何か、災害があってはいけないんですけども、災害があった際の瓦礫等の集積場所等にも活用できるとも考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） ８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） ここは宅地化は可能でしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 宅地化が可能かという検討までは実際したことがないんですけども、そこはちょっとどうですかね、これからの検討になると思いますけれども、可能かどうかと言われると、ちょっと難しいですね。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第１５ 議案第４６号

○議長（池田 宜広君） 日程第１５、議案第４６号、町道釜屋海岸線釜屋橋迂回路整備工事（その１）請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道釜屋海岸線釜屋橋迂回路整備工事（その１）の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第４６号について御説明申し上げます。

説明の都合上、まず、審議資料の４６ページを御覧ください。工事の概要でございます。

１、事業概要につきましては、塩害環境下にある釜屋橋におきまして、主桁や橋台にさび汁を伴うひび割れが発生するなど、劣化が著しく進行していることから、既設の橋の撤去及び盛土形成による道路の切替えを行うことにより、町道としての安全性の確保を図ることを目的、理由として行う事業でございます。

なお、本事業費の財源につきましては、国の道路メンテナンス事業補助金を活用するものでございます。

２、主な工事内容といたしましては、裏込め工、裏埋め工、擁壁工及びカルバート工で、それぞれ記載の数量を当初設計で見込んでおります。

次に、３、工事期間でございますが、本事業は債務負担行為を設定させていただいております工事として、契約締結日から来年、令和８年７月３１日までとしております。

次に、４７ページを御覧ください。位置図でございます。先ほどの議案第４５号と同じ位置、図面の丸で囲んでいるところが今回の施工箇所となります。

次に、４８ページを御覧ください。令和７年度施工図でございます。図面中、赤色部分が今年度の施工範囲として、引き出し線でその工種及び数量を示しています。

次に、４９ページをお願いいたします。令和８年度施工図でございます。こちらは、図面中、青色部分が来年度の施工範囲として、同様に引き出し線でその工種及び数量を示しています。

次に、５０ページをお願いいたします。標準断面を示しております。こちら、令和７年度施工は赤色で、令和８年度施工は青色で示しております。工事の施工順序としまして、１年次は護岸擁壁の仮設工、下側ボックスカルバートを護岸擁壁前面まで延長する排水溝を施工いたします。まず、仮設工として大型土のうにより埋立区域を外海と締め切ります。次に、護岸擁壁工としてバックホーで切土法面整形をし、基礎捨て石の投入、ならし、及び被覆ブロックの据付けを施工いたします。その後、新たな仮設工としてベースコンクリートを打設後、引き続き消波堤、護岸擁壁工を北側ボックスカルバートの底面高まで施工いたします。続いて、排水溝として既設の下側ボックスカルバートを護岸擁壁前面まで延長いたします。

２年次は、１年次に引き続いて、護岸擁壁工を上側ボックスカルバート底面高まで数

メートルごとに場所打ちコンクリート打設、裏込め石投入、ならし、裏埋め材投入を繰り返して施工した後、排水溝として上側ボックスカルバートを護岸擁壁前面まで延長いたします。その後、橋梁撤去の施工基面となりますTPプラス10.00メートルまで護岸擁壁工を施工する計画といたしております。

次に、45ページに戻っていただきまして、入札公表調書を御覧願います。先月、5月28日に、町内業者11者による指名競争入札を執行いたしました。1回目の入札が最終入札となりまして、入札状況といたしましては、1者が最低制限価格を下回り、失格、その他の応札者の中で株式会社三島組の2億9,285万3,000円が最低入札額となり、これに10%相当額を加算した金額3億2,213万8,300円で落札されました。

なお、仮契約につきましては、5月30日に締結済みでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、79ページ、議案第46号を御覧ください。1、契約の目的は町道釜屋海岸線釜屋橋迂回路整備工事（その1）、2、契約の方法は指名競争入札、3、契約の金額は3億2,213万8,300円、4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町用土243番地の1、株式会社三島組、代表取締役、三島秀昭氏です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 確認ですが、この前の議案の分で同意をさせていただいて、それで許可が出るという形になると思いますが、その許可が出る前にこういったような入札、そういったことをするのは、これは大丈夫なんですね。後でそのことについて、いちゃもんじゃないわ、いろんなことはあり得るっていうことはないですね。その件だけちょっと確認をさせてください。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 大丈夫でございます。

これまでにこの免許の発行につきましては、県ととか国、環境省とかも随時といいますか、協議を重ねてまいっておりますので、免許発行についてはほぼ確実でございます。あとは日にち的なものがございまして、縦覧期間とかそういったものがございまして、日にちは少しかかるんですけれども、免許発行はほぼ確実でございます。

あと、工事につきましても、この免許発行を待って、それから入札ということになりますと、かなりまた遅れます。この工事も冬場になりますとなかなか推進が図れないということもございまして、このように同時進行で行わせていただいております。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

8番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） 審議資料の４８ページ、４９ページ、先ほど御説明いただいた中で、４８ページの赤色で示してる部分が令和７年度、４９ページの青で示した部分が令和８年度という御説明いただいたと思うんですけども、この中で擁壁工が明示されてるんですけども、擁壁工と思える部分の平面的なものが青も赤も同じ絵になってるんですけども、それとあわせて、次の５０ページの断面に書かれてる部分の擁壁工がちょっとよく分からないんですけど この年度を分けておられる部分の擁壁工についてどうなってるのかお聞きできますでしょうか。

あわせて、この擁壁工って、単純なコンクリートボリュームで表しておられるのか、その辺りについてもお聞かせください。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） すみません、２点目の御質問が少しちょっと分かりづらかったんですけども、擁壁につきましては、資料５０ページの断面図のほうの方が分かりやすいと思うんですけども、こちらで赤色部分が下側で令和７年度、当然下から施工していくわけですけど、擁壁につきましては、ここの、何ていうんです、中央部分、少し左寄りの三角形になっている部分、斜めになっている分ですね。こちらのほうが擁壁になる部分でございます。

ちょっと２点目の御質問、もう一度、すみません、聞き取れなかったのでお願いできますでしょうか。

○議長（池田 宜広君） どうぞ。

○議員（８番 河越 忠志君） １問目の中で、この平面図の形状が赤も青も一緒なのに、年度が替わってるというふうにおっしゃられたので、これは一体どういう区分けになっているのかなということをお聞きしたんですけども、それについて教えていただきたいのと、最終的に、擁壁っていうのは単純にコンクリートのボリュームで表しておられるのか、これは本来の擁壁というよりも、表面の抑えっていうようなレベルの擁壁っていうことで理解しといたらよろしいでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 先ほども言いましたが、断面図で見ていただけたら、その擁壁部分についても令和７年度施工、令和８年度施工の部分と、徐々に上がっていくわけなので、そこがございまして、どちらも赤色も青色もついてるということでございますので、そこは御理解いただけるかなと思うんですけども、あと、擁壁につきましても、コンクリートの塊になりますので、それ以上の説明はできないわけなんですけども、御理解いただけないでしょうか。

○議長（池田 宜広君） ８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） ４８ページと４９ページの中での赤と青の差をつけておられるんですね。もしもこれが違うとすれば、赤と青が同じ形状で描かれてる。この半分が例えば青であったり、半分が赤であったり、この範囲が違うっていうことであれば、

断面と符合してくる部分もあるんですけども、そこについて、擁壁って書かれてる部分が全く同じ平面になってるので、何かこれは適切ではないんじゃないかなと疑問を感じたので質問したわけですけども、単純に断面だけで理解せえっていうことで説明されるのであれば、それはそれで、そうなのかなというふうに理解します。以上です。（発言する者あり）

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） ４８ページ、４９ページで赤色が令和７年度なんですけど、令和７年度施工分として、断面図とちょっと見ていただければお分かりいただけると思うんですけども、一体的な構造物となりますので、そこは重なる部分があって当然だと思いますので、この図で間違いというか、別に適切だということでこちらをお示ししておりますので、そこは変わりないところでございますので、説明が私はちょっと下手くそなんであれなんですけど、重ねて見ていただければ、そこは御理解いただける部分かなとは思いますが。（「いいです、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 宜広君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第１６ 議案第４７号

○議長（池田 宜広君） 日程第１６、議案第４７号、動産の買入れについて（ＧＩＧＡスクール用コンピュータ）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、ＧＩＧＡスクール用コンピュータの購入契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、議案第４７号、動産の買入れについて説明をさせていただきます。

まず、審議資料の51ページを御覧ください。

1、目的は、令和2年度に購入しました端末の老朽化に伴い、更新を行うものです。

2、共同調達につきましては、1行目に記載の国のGIGAスクール構想加速化基金管理運営要領では、2行目の後段、都道府県に共同調達会議の設置が義務づけられ、4行目の、原則として共同調達により端末の調達を行うことが規定されています。共同調達でございますので、契約の方法は随意契約ということになります。

(1)は、兵庫県の共同調達会議で、県下の自治体や組合が参加をしております。

(2)、共同調達に関する覚書の締結は、令和6年度に共同調達会議が行ったプロポーザルにより選定した日本電通株式会社神戸支店と同協議会とで共同調達に関する覚書を締結しています。

(3)は、プロポーザルのスペック要件等です。本町が令和2年度に購入しました端末はウィンドウズOS端末でございましたが、アップデート中は作業ができないなどの症状があることから、このたびは、起動が速く、アップデート中でも作業が可能なChromebookを導入することとしております。

52ページを御覧ください。3、購入内容の(1)は、端末について記載をしております。製品名としましては、Lenovo 500e GIGA School EDです。台数は843台です。スペックは表に記載のとおりで、前ページのプロポーザルの要件より高性能なものというふうになっております。(2)、(3)は、Webフィルタリングソフトと、その構築に係るものでございます。これらの購入の契約につきましては、令和7年5月1日に仮契約を締結しています。

4、納入期限につきましては、本年10月13日でございます。

それでは、議案80ページを御覧いただきまして、1、買入れ物件はGIGAスクール用コンピュータ843台、2、契約の方法は随意契約、3、契約の金額は5,007万1,010円、4、契約の相手方は日本電通株式会社神戸支店でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 17 議案第 48 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 17、議案第 48 号、動産の買入れについて（スクールバス（町民バス兼用））を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、スクールバス（町民バス兼用）の購入契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、議案第 48 号、動産の買入れについて説明をさせていただきます。

スクールバス（町民バス兼用）を購入するもので、平成 16 年に購入しました車両 2 台が 20 年を経過しておりまして老朽化していることから、それぞれ更新を行うものです。

審議資料の 54 ページ、55 ページは、購入予定車両の仕様書でございます。54 ページは四輪駆動のガソリン車 1 台、55 ページは二輪駆動のディーゼル車 1 台の仕様でございます。

54 ページを御覧ください。主な仕様は、乗車定員 14 人、ミッションは 6 速オートマチックで、その他、町民バスとして使用するための改造やラッピングを仕様としております。55 ページは、型式、エンジン出力、駆動方式以外の仕様は同様でございます。56 ページは車両のイメージでございます。

続いて、53 ページを御覧ください。入札公表調書でございます。2、入札年月日は本年 5 月 28 日です。9、入札状況でございますが、町内業者 10 者による指名競争入札を行いました。7 者が辞退し、3 者による入札の結果、有限会社松井モータースが 1,250 万円で落札となり、4 の落札価格は 10%相当額を加算した 1,375 万円でございます。令和 7 年 5 月 29 日に仮契約を締結しています。

それでは、議案 81 ページを御覧いただきまして、1、買入れ物件はスクールバス（町民バス兼用）2 台、2、契約の方法は指名競争入札、3、契約の金額は 1,375 万円、4、契約の相手方は有限会社松井モータースでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 特に大きな異議はないんですが、かなり両車とも長期間

にわたって利用してきたという中で、今回、二駆と四駆の違いがあるわけですが、冬季なりを考えると四駆のほうがいいのかなという気がするんですが、その辺の判断はいかなるものですか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） このたび購入しますハイエースコンピューターの4WD車につきましては、現在、ガソリン車のみの設定ということになっております。燃費面を考えますとディーゼル車両のほうがいいということも考慮しておりますし、あと、湯村温泉、全但バスのほうですね、営業所につきましては、そこに設置している燃料タンクは軽油のみということになっております。ですので、ガソリン車両が増えると、例えば連休や年末年始などのガソリンスタンドの休みの日などに給油ができないというふうなことがありますので、それらも考慮しながら、このたびはディーゼル車両の二輪駆動車を購入したということでございます。以上でございます。

○議員（1番 中村 茂君） そうか。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第18 議案第49号

○議長（池田 宜広君） 日程第18、議案第49号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和7年1月23日午後2時15分頃、新温泉町浜坂1683番1地先の町道浜坂第21号線で発生した物損事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第49号について御説明申し上げます。

まず、審議資料の57ページを御覧ください。物損事故の概要でございます。

日時は本年1月23日午後2時15分頃、場所は新温泉町浜坂1683番1地先の町

道浜坂第21号線。町内会でいいますと御屋敷町地内になります。相手方は記載のとおりです。

事故の状況といたしましては、上記日時、場所におきまして、相手方のトラック車両がガスボンベを積んだ状態で当該町道を北側へ向かって時速5キロ程度で走行しながら、ガスボンベの積卸しと道路幅員確保のため道路右側へ寄り、駐車場に停車しようと左前輪が町道側溝に差しかかった際にグレーチング蓋が跳ね上がり、左前輪後方のバッテリーコライザーに当たり変形させるとともに、タンク側へ変形したことにより燃料タンクも損傷させたものでございます。事故の発生場所は下図のとおりで、道路両脇に側溝を備えた幅員3メートルほどの町道でございます。

なお、グレーチングが跳ね上がった原因ですが、この隣接の駐車場となっている土地にはもともと民家が建っていたそうでして、その雨水排水のために、側溝蓋の受けとなるコンクリート部分に15センチ程度の隙間といいますか切れ間をつくっていたことによるものでございました。

事故発生後の対応といたしまして、翌週には複数の職員による現場検証の上、事故原因を突き止めるとともに、同様の事故が起こりそうな箇所がほかにもないか、当該路線周辺の側溝の点検を行いました。その結果、当該側溝ともう1か所、同様の切れ間をつくっていた箇所を発見しましたので、速やかに側溝の側壁修繕を業者へ依頼し、2月中旬には完了いたしております。

それでは、議案に戻っていただきまして、82ページ、議案第49号を御覧ください。1、損害賠償の相手方は記載のとおり、2、損害賠償の額は87万4,478円でございます。3、和解の内容は、町は相手方に対し、本件に関する損害賠償金として87万4,478円を支払う。また、本件示談のほか、町、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するというものでございます。

なお、損害賠償額の内訳といたしましては、車両修理代が約45万円、代車費用が約42万円で、代車費用が高額になりましたのは、修理期間が約50日間と長期になったためでございます。また、修理期間が長期間となった理由は、部品の取り寄せに時間を要したことと、2月の寒波の影響により修理作業が遅延したことによるものであると保険会社からは聞いております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 0 時 58 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 19 議案第 51 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 19、議案第 51 号、令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 7 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので御提案申し上げます。

内容につきましては、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしく申し上げます。

○議長（池田 宜広君） ちょっと暫時休憩します。

午後 0 時 59 分休憩

午後 0 時 59 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

先ほどの質問に対しての答弁漏れがあったようですので、谷口商工観光課長に答弁をさせます。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 先ほど御報告申し上げました夢公社の報告内容の件で、後ほど御報告申し上げるといふふうに申し上げた点について、会社のほう、確認取れましたので、御報告いたします。

まず、1 点、入会金という記載、貸借対照表の金額でございます。26 万 6,667 円という記載についてということで、端数がある旨、質問ございました。こちらについて、私、先ほど年間券という言葉、申し上げましたが、訂正させていただきます。この入会金につきましては、神戸肉流通推進協議会のほうに令和 5 年 4 月に入会をいたしました際、40 万円、入会金として支払った、資産価値のあるものでございました。それを毎年減価償却をしておりますして、初年度については 4 月入会ということで、12 月の償却

時に12分の8ということで端数が出たまま、昨年8万円、毎年8万円ずつ償却をしていくということで、現在、資産価値として26万6,667円という残高ということでございました。確認が取れました。

もう1点、営業報告書の記載方法でスイミングスクールのことで御質問を頂戴しました。その件についても記載の趣旨、意向というものを確認いたしました。これにつきましては、当初、プールができて、プールの利用促進ということで職員が独自の水泳指導等を行っていた、その文化から、今になってもずっと記載上はスイミングスクールを指定管理の業務ということで記載をし続けてきたということではありますが、御意見を賜ったという旨、共有させていただいたところ、確かに参加料というふうなものを徴収、頂戴している以上は直営という解釈もできるというふうなことを理解をしたようですので、また来年、38期の決算報告については、その意見を参考にして表記については検討していくということでありました。以上です。

○議長（池田 宜広君） すみませんでした。日程19に戻ります。

内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行いますので、お願いをいたします。

質疑はございませんか。

3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 3款1項3目の1節報酬ということで、分かりますかね、ページ数。隣保館の関係です。タブレットでは17ページになります。

これは当初予算のときに隣保館館長の記載がないということで、予算審議しっかりとさせていただいた中で、当局から一般職員を配置すると明言されて、予算のほう推進されてました。今回、ここに上げられるということは、当初予算の審議は何だったのかということにつながると思うんですね。ですから、その経過説明、しっかりとしていただきたいと思います。

それから、3款2項3目認定こども園費の12節委託料、設計監理委託料ということで上げられておられます。従前から、今回は大庭認定こども園の大規模改修につながるものというふうに御説明が委員会等であったというふうにお聞きしていますが、その中で、当然、大庭認定こども園の話が出るのであれば、浜坂認定こども園も計画を立てておられる、そういう前提がないと、これだけで審議せよという話にはならないように思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思います。そういう関連性が、どういうふうな全体像の中の関連性の中でこの費用が上がってきたのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 隣保館はこっちだな、生涯教育だな。

○議員（3番 澤田 俊之君） いいですか。

○議長（池田 宜広君） 続けて。

○議員（3番 澤田 俊之君） 隣保館の関係は、当初予算で御説明された副町長のほう

にお答えいただくほうが経過がはっきりしてよろしいと思うんですけども。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） ちょっと質問の意味が分かりにくいところもあるんですけど、当初予算では、予算としては一般職員の予算が組まれているということを御説明しましたが、実際の人事におきましては一般職員ではなくて、会計年度任用職員に人事が替わったということでございます。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） このたびの大庭認定こども園の改修につきましては、委員会でも御説明させていただいているんですが、耐震性が低い建物ということで緊急的に対応していく必要があるということで、このたび補正予算で計上させていただいております。

浜坂認定こども園について議論がなかなかできていない部分がございます。これまでもいろんな提案をさせていただいている中で、なかなか結論が出せず、町のほうも議会の御理解がいただける提案ができていないという状況でございますが、だからといって、大庭認定こども園の耐震補強をしなくていいということではございませんし、今後、浜坂認定こども園についても検討を進めていくわけですけども、それが来年度すぐできるというものでもございませんし、その間に地震等があると、大庭認定こども園の危険性というのはずっとあるということになりますので、まずは大庭認定こども園の耐震補強、大規模改修をさせていただくと。さらに浜坂認定こども園等の認定こども園の在り方についても今後検討をさせていただくということになろうかなと思いますので、まずは大庭認定こども園の耐震補強、大規模改修工事をさせていただきたいという御提案でございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 隣保館の関係、副町長が言われることはよく分かります。ただ、予算審議の中で、予算主義という範疇の中の話の中で、今回補正が上げられるという話はイコールにはならないような気がするんですけども、その辺の考え方を改めてお聞きします。

それで、認定こども園関係なんですけども、何か当局側の説明が一貫性がないように思うんですよ。要するに、当初は浜坂認定こども園、それからいろんな提案をなされまんですけども、全体像は一度も示されてない中、今回示された。それで、じゃあ、具体的な話の中で今回、予算の審査させて、私が判断させていただく基準の中で、今年度の5歳園児が町全体で69名、それで、昨年生まれた、今年度生まれる方が三十二、三名というふうな人数になっている。そうなってくると、浜坂認定こども園の、次年度からはもう浜坂認定こども園で全部受け入れられる人数になるという事実もあって、その中でこれを出されるという。今まで浜坂も危ないという話もされてきた。大庭が危ない。じゃあ、その辺は両方ちゃんときちんとした中でこういう提案されるべきじゃないかと思

うんですが、いま一度、この予算のきちんとしたその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今回の6月補正につきましては、令和7年4月1日の人事異動に伴う異動を予算に反映させたということの趣旨でございますので、その中の一つであるということです。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） このたび浜坂認定こども園内に仮設園舎、保育室を1室造らせていただくものの設計監理費用を計上させていただいています。想定させていただいている園児数でいきますと、やはり今の浜坂認定こども園の定員数では受入れができないという想定でございます。来年度ですね、来年度受入れができないということ想定していますので、保育室を1室、仮設園舎を造らせていただいて、それで定員を増やさせていただいて、大庭認定こども園を休園することによって増えると想定される園児の方を受け入れる体制をつくらせていただきたいというものでございます。

○議長（池田 宜広君） 山本教育長。

○教育長（山本 真君） 澤田議員の大庭認定こども園に対する御質問ですけれども、当初は本当に山村広場のほうにしっかりした仮園舎を造って、その間、大庭の本体のほうは耐震補強、大規模改修ということで、6月議会でお認めを何とかいただいた。それを実際に遂行しようとしたときに、いろんな条件があって、思うように推進できなかったというようなことがありました。

そんな中で、議員の皆様方も全て同じ思いであるとは思いますが、耐震補強ということは、平成30年、31年からもうずっと言われてきたことですし、そのことに対しては、大庭の子供たちの安全のために、安心のために、保護者の地域やそういった願いのためにも一日も早くしてあげなければならないのではないかというふうな思いは皆が共有しとったことだと思います。しかしながら、そこに行くまでになかなか紆余曲折があって思うようにできなかったと。

今回もいろんな方法を考えてきたわけですが、しかしながら、そこに子供を置かずに大庭認定こども園の耐震補強、大規模改修を行う、耐震補強を行うっていう、そういった面で、何とか浜坂認定こども園に仮園舎、仮教室を造って、大庭認定こども園を休園してでもやらなければ、もう事が足りないというふうな流れになってしまいました。

この大庭認定こども園を休園する、今現在の大庭認定こども園の子供たちを浜坂認定こども園にやるっていうことも、口では簡単にこうやって言ってるわけですが、非常に困難が伴います。つまり、今現在のバス通園をしている子供たちがきちんと拾えるのかとか、あるいは教員が、職員がきちんと保育、教育できる体制が組めるのかとか、来年からやることに対して園児同士の交流はどうしていくのかとか、いろんな非常に難

しい課題もあるわけですがけれども、しかしながら、腹をくくって、もうこれは休園してでも、とにかく耐震補強をやるんだと。耐震補強をやるに当たっては、1年間とにかく我慢をしていただきたい。その後にはきちんとした安全・安心が担保された、そういった保育・教育環境も整った大庭に帰すってということをお願いしてきたわけでございます。

ですので、何とか、以前にも保護者の声もお配りしたわけですがけれども、こういったことが、この前の河越議員の御質問にもあったんですけど、今回の300万円っていう補正がその後の大庭の大規模改修にもつながってくる一体的なものなのかというふうな御質問もあったわけですがけれども、そのとおりですと。大庭にそうやって我慢をさせる以上は、帰ってきたときに、あるいは1年後にはそういったところで受けれるんだという、そういう希望を持たせた施策をぜひ打っていただきたい、そんなふうな願いもしてまいりました。

昨日も要望書を提出をしていただきました。5歳児や、そして3歳児、赤ちゃんを抱いた保護者が来られたわけですがけれども、やはり考え得る一つの方法としては、その保護者や子供たちが今現在大庭を望んでおられるのであれば、その大庭をこれから、今生まれてきている子供たちの間、何とか存続をさせていただいて、そして6年後、そこには浜坂認定こども園と、そして大庭と統合してでも、一つのしっかりした園をつくると。その6年間の間に場所を選定して、そして買収、整地をして、そして設計をして、そんなふうな流れで、ぜひこれから生まれてくる、昨日の新聞に、読んでおりましたら、行政の仕事は子供を増やすことだというふうなお話もありました。増えてくる子供たちのために、これからしっかりした、本当に魅力のある園を提供して、それが新温泉町に生まれてよかったなと思っていただける、そういう保護者や子供たちの期待に沿いたい。

それだけ大きなお金をかけて造った大庭の耐震改修、補強、それらについては、この前も少し述べましたがけれども、今日は私は教育長という立場で述べておりますので、私の意向はこれからまた教育委員会にも反映させたいと思っていますけれども、昨日も生徒指導の町の担当者会の中にも話をしました。これから本町にとって、不登校対策であるとか、そういった対策は必ず必須になってくると。今のようない間借りのそういう施設でなくて、きちんとした、子供たちを育ててやれる、あるいは子供たちを自立に導いていける、そんな施設が必要なんだと。だから、私はこの大庭が、今いる、生まれてきている子供たちのために残していただいた後には、ぜひそういった、今、学校に行きたくても行けない、いろんな悩みや苦しみを抱えているその子供たちのために、しっかりした施設の中で教育をしていきたい、そんな思いも持っております。

いろいろとこの議会の中でも言うていただきましたけれども、事務委任をされているのは教育委員会だって、ずっとその話がありました。しかしながら、事務委任をされなくても、教育委員会の意向はなかなか反映されないっていう、そういうジレンマを持ってきました。ですので、今後、教育委員会の独自性、独立性、そういったものもぜひ町全体でまた考えていただいて、この問題を何とか前に進めさせていただきたい、それが

保護者の願いでもありますし、声は出しませんが、子供たちの願いであるだろうと。

私たちは、振り回されるのは一体誰なんだというようなお声も実はいただいております。今回、6月議会でこの補正が通らなければ、当然のことですけれども、私たちはまた保護者会を持っていただいて、あるいは地域の皆さんにも来ていただいて、こういう結果になりましたということで頭を下げなくてはならない、もうそんな覚悟はできております。しかしながら、振り回されるのは誰なんだという、本当にああやって説明会をしながら、またやっぱり駄目でした、ごめんなさい、本当にこんなことはやっぱり言えない、私はそう思っています。

ですので、議員の皆様方も本当にいろんなことをお感で、この前も民生教育常任委員会の中でもお認めいただけないという、そういう議決をいただきましたけれども、何とか本会議で、定例会で、この問題については300万円の補正をお認めいただきますように、よろしくお願いをいたしたい、そんなふうに思っております。

長々と申しましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 教育長の基本的な考え方は理解しているつもりです。それから、教育委員会の立場、私はそれはずっと、ここに立たされてから、町長に対してやってきたつもりです。その中で、ただ、私たち議員の責務という部分も御理解はいただきたい。つまり、なぜ私が浜坂認定こども園という話を出すかということは、教育長にもそうですけれども、町の全体の教育の格子ができていない中で話の300万円になっちゃうんですね。目先の300万円、言葉は少し乱暴かも知れませんが、全体の中で、こうした流れの中で300万円出すんだということがお示しして総合的な判断をさせていただきたいということでお聞きしたところでございます。

ですから、教育長の教育者としての立場、それは十分理解しております。ただ、私も住民に、町民の皆さんに選ばれて、その中できちんとした判断を下したいという思いからの質問ですので、その点だけは理解していただきたいと思います。

そしたら、浜坂認定こども園は未定だということでよろしいんですね。

○議長（池田 宜広君） 山本教育長。

○教育長（山本 真君） 町の方針としては、今おっしゃるように、まだ未定ではございます。しかしながら、教育委員会としてはこの問題を先送りできない、もう既に10年近く問題が先送りされてきておりますので、一日も早くこの像を明らかにして、そして、これから生まれてくる子供たちに将来への楽しみをぜひそういった新園舎で与えたい、そんなふうに思っておりますので、それが先ほど言いましたように、私は、私自身は今現在の大庭を何とか維持、改修していただいて、その期間に次の策を練っていただく、そして、そのときにはこの浜坂地域の認定こども園がきちんとした、本当に夢のある認定こども園になればいいな、そんなふうには思っております。

ただ、町としての方針っていうのはまだではございますけれども、先ほど言いました

ように、教育委員会は教育委員会のやっぱり考えをきちんと町長部局にもお伝えしなくてはならないと思っていますし、ある程度、教育委員会の思いを尊重していただけるような、そういった願いをこれからはやっていかななくてはならない。出馬表明等々をされましたときにも、いろんな文書の中にも教育に対する非常に多くの思いがそこにはつづられていますし、語られています。しかしながら、私たちがそれを読んだときに、どうしてもこれが町の方針になってしまうのかという心配はありますし、そこにはやっぱりお世話になってる者としてこれ以上はなかなか言えないのではないかという、そういった姿勢もありましたけれども、やはりそういったことはこれからは少しずつでもお互いに理解をし合って進めていかんと、町の将来っていうのは本当に、何か同じことを繰り返して、ただただ現状維持のまま進んでいくっていう、そういったことにもなりかねないっていうふうに危惧をしているところがありますので、何とかその辺りは議会の皆様と、そして町当局と一緒に進めさせていただけたら、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 社会教育費の中で、令和7年3月の定例会で説明を受けたときに、社会教育施設の旧照来小学校の体育館の取壊しの費用が上がってきたわけなんです。そこでよく少年野球が練習してまして、先日聞いたところによりますと、要望書を出させていただきまして、取壊しをやめてくれと、できたら維持存続を図ってもらうようにというような内容でした。令和7年3月の定例会の説明では、聞き取りをしたら、もうほぼ使っていないからいいよっていうような話だったという担当課の説明でした。しかしながら、実際にはもう一方的に、来年には取壊しが決まってるから、もう潰すよっていうような説明しかなかったというふうに聞きました。何か最初の、当初予算のときの説明とえらい違うなっていうふうに思うので、そこはどれが本当なのかなと思って。実際にはその保護者、いわゆる子供たちが使ってるんですけども、保護者としては存続してほしいというふうにずっと言ってきました。ただ一方的に言われたからっていう話でしたから、えらいそこがあるなと思ったので、ちょっと聞き直したいと思って質疑をさせていただいております。どうなんでしょうか、実際は。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 今御質問のありました要望書につきましては、先日拝見させていただきました。昨年度1月、今年の1月ぐらいだったと思うんですが、本年度の解体に向けて、少年野球の方々にお電話させていただきました。その際に、照来小学校の旧体育館なんですけど、築60年近くたっておりまして、耐震がまだ未実施っていうことと、耐用年数、鉄骨造になるんですが、その耐用年数をはるかに超えていて、かなり危険な状態にあるということをお伝えさせていただきました。大変申し訳ないんですが、今後は解体する方向でいかせていただきたいと思いますということでお電話さ

せていただきました。その際に、詳細について改めて御説明が必要であれば、こちらのほうが保護者に対してお伺いさせていただきますということで御説明させていただきますたら、たまたまお電話させていただいた日に、本日、少年野球の練習日になるので、保護者にその旨を伝えてみます、また後日改めてお電話させていただきますということで電話を切らせていただいた経緯がございます。

その3日後ぐらいになると思うんですが、保護者の方からお電話いただきまして、内容のほうは分かりましたと。解体する時期を、決まればまた教えていただきたいということと、要望といたしまして、本年度の新チームができる夏から秋にかけて、そこまでは体育館のほうを使用させていただきたいという要望のほうだけはお聞きしました。

説明会についてはいかがいたしましょうかということでお尋ねしたんですが、その点については大丈夫ですということで御理解いただきましたので、私どもはそれについて予算のほうをつけさせていただいて、本年度、解体に向けての設計のほうを着手したというような形で、正直、先日の要望書をいただいたこと自体にちょっと戸惑っております、すぐに保護者の方にお電話をさせていただきまして、改めて御説明にお伺いさせていただきますので、日程調整をお願いしますというような形でお電話を切らせていただいて、今、先方様からの日程調整の連絡を待っている状態でございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） この件、予算、どこにありますか。

○議員（13番 中井 勝君） 予算ね。いいですか。

○議長（池田 宜広君） どうぞ。

○議員（13番 中井 勝君） これね、今言っとかんと、多分前へ進みますよね。

○議長（池田 宜広君） 一般会計補正予算ですから。

○議員（13番 中井 勝君） 補正予算。で、補正予算のときに言わんと、前に進むから、だから、当初予算で説明が違うから、今言わせていただかないと前に進んじゃうからってということで質問をさせていただいております。ぜひ御理解をいただきたいと思います。

利用者の方々はぜひ存続をしてほしいと。そんなに危険な建物であれば、代替として、例えば健康公園の体育館でもありますよね。今、危ないんだったら、なぜそっちを使ってくれてって言わないんですか。そこまで延ばすって理由がよく分かりません、そんな危険な建物であればですね。そこらも考えて、言動にはちゃんと責任を持ってほしい。保護者の考え方としては、ぜひそれに代わる代替、または維持、修繕を要望しているという内容だというふうに理解しております。そこらも考えて、当局、判断してほしいなと。一方的に潰すからってというような説明じゃなくて、危険なら、ちゃんとその代替をこしらえてあげるというのが当局の姿勢だというふうに思うんですが、違いますか。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 議員御指摘のとおり、代替につきましては、電話の際

に、旧照来小学校体育館の周辺には、健康公園のドーム、健康公園体育館、現在の照来小学校体育館というようなものがございます。通常の他の地域と比べるとかなりスポーツ施設が充実している地域ということで、できましたら、そちらのほう耐震済みの施設になりますので、そちらを代替施設として御利用いただきたいということは電話にてはお伝えさせていただいている経過がございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 多分、利用料の件が絡むと思うんです。あそこ、多分、旧体育館は使用料500円ぐらいだと思ったんですよ。照来小学校の体育館が幾らか、健康公園の体育館が幾らかは知りません。ただし、ボールを使った球技をしてもいいかどうかという、条件もついてますよね。多分、照来小学校の体育館は軟球か何か使ってもいいのかな、駄目でしょう、多分。だから、使える施設を紹介してあげてほしいんですよ、それが行政の務めだと。ぜひ前向きに検討して、いい結果が出るようにというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 軟球が使える施設につきましては、一応、健康公園のドームということで、以前に申し上げていることがありますが、使用料については、確かに各施設ばらつきがありますので、そういったところで行政のほう配慮できないか、ちょっと今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。

5番、岡坂遼太君。

○議員（5番 岡坂 遼太君） 本案に対する修正動議を提出します。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午後1時30分休憩

午後1時32分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

本案に対し、岡坂遼太君ほか3名から、お手元に配付しました修正の動議が提出をされております。

したがって、これを本案と併せ議題とし、提出者の説明を求めます。

5番、岡坂遼太君。

○議員（5番 岡坂 遼太君） それでは、説明いたします。議案第51号、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議です。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び新温泉議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。令和7年6月17日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。発議者は私、新温泉町議会議員、岡坂遼太、同じく、米田雅代

議員、河越忠志議員、小林俊之議員の4名です。

修正案は、次のページを見てください。

修正内容は、第1条中、842万5,000円を542万5,000円に、142億342万5,000円を142億42万5,000円に改めるものです。第1表、歳入歳出補正予算の一部を次のように改めます。まず、歳入は、22款1項町債の補正予算を300万円減額修正するものです。歳出は、3款2項児童福祉費の補正額を300万円減額修正するものです。また、第3表、地方債補正についてですが、起債の目的の緊急防災・減災事業債の認定こども園施設整備事業を削除し、計を16億9,880万円に修正するものです。

一番最後のページを見てください。歳入歳出補正予算事項別明細書の一番下の3、歳出を見てください。3目認定こども園費の指定管理委託料、大庭認定こども園仮設園舎設置工事設計監理を削除いたします。この上の歳入は、2目民生債を削除します。内容は以上のとおりです。

次に、修正の理由ですが、本件は長年の懸案事項である認定こども園整備に大きく関連する提案であります。複数の視点から課題を考えることができますが、修正の理由としては大きく2点あります。

まず、1つは、本予算の執行に対し保護者から多くの懸念の声が寄せられていることです。この声は、再編を望む方、そして、大庭園の存続を望む方の両方からいただいております。

2つ目の理由は、整備の方向転換を求めるためです。答弁の中で大庭認定こども園の耐震化及び大規模改修を進めるための一体的な整備であることが説明されましたが、この整備は急激な少子化に対応したものではなく、住民の理解を十分に得られるものではありません。

以上の2点が大きな理由です。

大庭認定こども園は、平成31年の耐震診断による耐震力不足が判明してから、およそ5年間にわたり整備の提案がありませんでした。緊急的な事案であると認識するのであれば、即座に耐震改修の提案が出されるべきだったと思います。

この5年間で急速な少子化が進行し、もはや両園の維持は難しくなりました。本件は子供の安全性と将来の持続可能性がてんびんにかけられるような事案であります。そういったものにおいては、町長から明確な再編前提の道筋と財政計画の同時公表が必要なものであると考えます。それが住民の理解を得るための務めであります。本予算は長年の議論の遅れによって生じた判断の重みや大きな負担を将来世代に与えるものであり、住民の理解の前提を欠くものと考え、減額修正を提案するものであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。提出者に対する質疑がありましたら、お願いをいたします。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 提案者の岡坂議員は、昨年 6 月の定例会において、大庭認定こども園の設計料等が別の議員の方から修正動議が出されましたが、そこには反対されて原案を支持されました。現時点で、それを、改めて修正案を出して、耐震補強を一旦停止しようとする理由を教えてください。

○議長（池田 宜広君） 5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 当時の内容と今回のもの大きく変わってきている現状がありますし、また、修正案の内容について、修正案の内容が賛成できるものではなかったと、当時の私、判断して、反対させていただきました。その内容というのが、減額修正で、その中で基本計画から基本設計等を全てをやり直してくださいという内容でしたので、当局の執行する上では不可能なものではないかというふうな判断で、そのような判断をいたしました。以上です。

○議長（池田 宜広君） 6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 当時の内容と大きく変わっているというのは、仮園舎の位置とか、大庭認定こども園を休園して、浜坂認定こども園に園児の方を行かせるとか、そういった内容のことでしょうか。もう少し詳細にお願いいたします。

それと、あと、前回の減額修正動議では、事業実施が全て不可能になるということで反対されたと、修正案に対して、と今言われました。今回の修正案でもそのようなことにならないのでしょうか。2 点質問いたします。

○議長（池田 宜広君） 5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 1 点目が、違いですね。内容は大きく違うと思います。保護者からしても、やはり休園して浜坂に通うとか、ほかの園に散らばってしまうということは大きく違うと思いますし、途中で予算が大きく変わったのであれば、先ほど理由説明のところでも申し上げたんですけれども、教育部局だけで考えるのではなく、町長部局のほうから財政計画とともに考え直す必要があったのではないかなという部分は大きな変化の点にはなるのではないかなというふうに思います。

また、修正案に反対して、以降実施できなくなるということについてはちょっと解釈が違いまして、修正案の内容で事業実施することは難しいというふうな判断です。今回の修正、分かりますかね、つまり修正案が、あれが通った場合には、当局がしなければいけないのは、基本、これまでやったことを全てやり直す必要があったんですね、限られた予算で基本計画から全てやり直すことが。それが難しいという判断です。ただ、今回の修正案というのは方向転換を求めるものであって、全く意味合いが異なるものです。（「よう分かりません」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 宜広君） そのほか。

7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） 今回の修正動議なんですけど、こども園、危険性が問わ

れ、この計画が進んでおります。提案者の方も保護者で、この町内のこども園の保護者であります。御自身のお子さんの安全が心配なときに工期が延びる、このようなことがあっていいのでしょうか。そうなったときの保護者としてのお考えをお聞かせください。

○議長（池田 宜広君） 5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 提出者というのは要望書についてということで理解したらよいのでしょうか、ちょっと分からないんですけども。保護者の方自身から、今回の整備の方向に関しては、やめていただきたいというふうな声は多数いただいております。

○議長（池田 宜広君） 7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） それはどういう理由ですか。

それと、私は、岡坂議員の気持ちをお伺いしました。

○議長（池田 宜広君） 5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 大庭園から1年間だけ休園して、他の園に行つてというところが、園児にとって、保護者にとっての負担であるというところが大きな点です。また、休園することという自体を好まない方がおられるというふうなところですよ。

私自身、また、そのほかの意見として、長年ストップしているこの事業、早く、もう2園を一緒にする形で整備してしまえば、こうはならなかったのにというところも聞いております。私もそのような思いです。ですから、整備の方向転換を早くすべきであるという考えです。

○議長（池田 宜広君） 7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） 私は子供の命のことを伺っております。親として、子供の命が危険にさらされている、これ以上延ばすのは、大変、本当に罪深いことだと思います。皆さん、一刻も早くと思っている中で、あえてこのように遅れさせようとする、保護者の気持ちを親としてどうお考えですかと伺っております。

また、大庭認定こども園を休園するのは、先ほども教育長言っておられましたけど、苦渋の決断です。仮園舎がちゃんとできるのであれば、認めていただけるのであれば、このようにはならなかったです。何としても早くしたい、早く進めたい、こども園の安心安全を望むがゆえの、この行政の提案です。行政がこのように最善を尽くし、財政もそんな心配されることなく、財政が認めていることです。議員がそこまで心配しないといけないことでしょうか。岡坂議員のお気持ちをお伺いいたします。

○議長（池田 宜広君） 5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 保護者の思いとしては、いろいろとばらばらであるかなというふうに思っております。昨日、夕方でしょうか、要望書のほうが町長、教育長宛てに出されたんですけども、その内容というのが、早期の着工を求めるものであり、その中には一文として、今後も存続を望むような声がたくさんあるというふうなことが書かれておられましたけれども、この要望書に関しましては、保護者の思いかと言えば、

私はそういうふうには捉えられない背景があります。というのも、大庭の園長先生へこの要望書を提出するというふうな打診を某議員が行い、また、要望書の提出に関しても、議員が一緒に行って、行った。また、要望書に関して、提出の内容について、役員会のほうで協議もせず行っているというふうな背景があり、保護者の思いを十分に負ったものではないというふうに考えております。

また、5年間以上にわたって提案なく、放置してきたのは当局であります。5年前に……（発言する者あり）

○議長（池田 宜広君） 町長。

どうぞ、岡坂議員。

○議員（5番 岡坂 遼太君） 全国で約1割のこども園等が耐震不足であると言われていいます。3,000施設以上になります。その現状の中で、休園を即座に決める園もあり、また、あるいは耐震の対応をする自治体もありという中で、5年間以上遅らせてきたのは町の判断であり、また、議会としても大庭に関しては行うべきというふうな意見がありながら、浜坂が、整備が、方針が決まるまで進めないというふうな方針を出してまいりました。そうしている間に、保護者、町内から流出される方もおり、少子化が進んでいる背景もあるかと思います。

そういった背景の中で、整備を今進めるのであれば、しっかりと方向転換して、今後の安全性を確保すべきだと思います。短期的な面での安全性だけではなく、中長期的に見て二重の投資のリスクを抱えているわけですから、今後、財政的に圧迫されるのであれば、今後の子供たちの安全性というのも危ぶまれるような財政の計画になってくるのではないかと思いますし、今回の総務課の提出された財政計画の中には、恒常的に年間8億円程度の公共施設の管理・維持に関するお金が不足するという計画が出されております。そういった背景をもって、このように私は提案しております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） なかなか理解ができないわけでありますけれども、5年間、例えば町側の、行政側の責任で放置されてたとしても、私は、議会の考えとして、それを放置できないとして、予算を修正してでもやるのが当たり前じゃないんですか。今、現実に大庭認定こども園が耐震で危ない状況になってるのに、それを当局がそう言ったからとか、そういう話じゃないではないですか。あなた自身の責任もあるんですよ、議員として選ばれて出てるわけですから。それが理由ですか、あなた。5年間あれしてきたから、それで、合併・統合しないからそうなんですか。その点を聞かせてください。あなたの議員としての責任を問うてるんです、私は。こんな状態をいつまでほっておくんですか。一人一人の議員の責任になりますよ、これ。

○議長（池田 宜広君） 5番、岡坂遼太君。

○議員（5番 岡坂 遼太君） 一人一人の議員の責任であることは確かな指摘ではある

と私自身も思っております。この修正案提出に関して、これよりももっと以前、できるのであれば、確かに全国の耐震補強等の予算を踏まえた修正案を増額補正という形でやることは可能な権利ではあったとは思いますが、それが望ましい形であるかといえば、そうではないというのが私の議会に関する考え方であります。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） だから、議員としての責任を問うとるんです、私は。修正案を出されてるんだから。このままずっとほっておくんですかって言うとる。もう、それやったら、いつになったらこの問題について、あれするのか。現実に危ないって言いながら、そのことについては何の理由があるんですか、それを回避する。きちんとあなたも、先ほど誰かが言われたけれども、子供を認定こども園に預けてるでしょう。そこが危ないとなれば、これはほっておかれへんというのが当たり前じゃないですか。議員であり、それで保護者であり、そういう立場で物事を判断していただかんと、何かへ理屈みたいなことばかり言ってね、何がそれで通用するんですか。そのことで答えられたら、教えてください。

○議長（池田 宜広君） 今の質問、質疑、どちらになっているか、質問になってますので、修正動議の件に関しての質疑をお願いします。

答えれる範囲内で。

5番、岡坂遼太君。

○議員（5番 岡坂 遼太君） 決して安全性を軽視しているわけではありません。また、安全性については先ほどから答弁しているとおりです。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 岡坂議員、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

2番、西村龍平君。

原案に対する賛成者の討論です。

○議員（2番 西村 龍平君） 原案の賛成に対して討論させていただきます。

令和7年3月議会の討論でも申し上げましたが、大庭こども園の耐震補強は早急な不可欠の事業だと思っており、園児を臨時に預かるための浜坂こども園への設計予算には賛成したいというふうに思います。ただし、浜坂、大庭の永続的な両園存続には反対し、少子化を鑑みた統合園の推進は不可欠との考えに変わりはありません。

賛成する第１の理由は、今回の民生教育常任委員会における教育長の答弁の中及び、本日の答弁の中にもありましたけども、６年先の統合、統合の際にはほかの機能としての大庭こども園を活用するとの言葉がやっと表れました。教育委員会とは、独立機能として首長の意向に左右されず、中立性を確保する組織です。これは永続的な両園存続を主張していた方針の転換の始まりであり、山本教育長の今後の牽引力に期待をしたいというふうに思います。

第２の理由は、今回はあくまで設計業務の予算であります。委員会での発言で、今回の設計業務は大規模改修がセットと発言されましたが、これは議会側が判断することであり、今後に改修予算が上程された際に、争点を明確にし、耐震補強のみを行うか、統合を見据えた、もしくは両園存続のための大規模改修を行うかの審議と議決をすればいいと思っています。耐震補強を行うべく、前向きに歩みながら、同時に統合園の構想も前向きに検討していくことが今のベストの選択と思っています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可いたします。

暫時休憩します。

午後１時５５分休憩

.....

午後１時５５分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

次に、原案に対する反対者の発言を許可いたします。ございませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許可いたします。ございませんね。

〔賛成討論なし〕

○議長（池田 宜広君） これで討論なしと認め、討論を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後１時５６分休憩

.....

午後１時５６分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

これから採決に入ります。

まず、本案に対する岡坂遼太君ほか３名から提出された修正案についてを採決いたします。

この修正案は、起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立少数、7名であります。よって、修正案は否決をされました。

次に、原案について採決を行います。

この採決も起立によって行います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後1時58分休憩

午後1時59分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第52号から議案第56号までの令和7年度特別会計及び公営企業会計5会計の補正予算につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第20 議案第52号 から 日程第24 議案第56号

○議長（池田 宜広君） 日程第20、議案第52号、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第53号、令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、日程第22、議案第54号、令和7年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第23、議案第55号、令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第24、議案第56号、令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第52号、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてから議案第56号、令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第52号、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 5 3 号、令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 5 4 号、令和 7 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 5 5 号、令和 7 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 5 6 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 0 4 分休憩

午後 2 時 1 5 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 2 5 議案第 5 0 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 5、議案第 5 0 号、西浜財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現管理委員の死亡に伴い、後任の管理委員を選任するものであります。

後任につきましては、地元からの推薦により、平田清己氏をお願いいたしたく御提案申し上げます。

平田清己氏は、住所、新温泉町諸寄 1 3 6 9 番地の 1、昭和 2 3 年 1 1 月 6 日生まれ、7 6 歳であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 2 6 諮問第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 6、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、畑達彦氏が令和 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。

後任につきましては、引き続き畑氏にお願いいたしたく御提案申し上げます。畑達彦氏は、住所は新温泉町竹田 1 5 6 7 番地、昭和 2 7 年 8 月 1 4 日生まれ、7 2 歳。過去 1 期、委員を務めていただいております。このたびも委員として適任と考え、御提案を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 提案説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 2 7 請願第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 7、請願第 1 号、新温泉町の幼児教育・保育に関する請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） それでは、請願審査報告を行います。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会

会議規則第93条の規定により報告いたします。

1、審査事件。請願第1号、新温泉町の幼児教育・保育に関する請願について、令和7年6月4日、民生教育常任委員会に付託。請願者、美方郡新温泉町浜坂1253、新温泉町の幼児教育・保育を考える会、座長、渡邊大直氏。

2、審査の結果。令和7年第137回新温泉町議会定例会1日目、令和7年6月4日の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として、令和7年6月12日開催の委員会において審査を行いました。

本請願は本町にとって必要な機能を有するこども園の一刻も早い実現及び新温泉町の幼児教育・保育に関する提言を踏まえた施策の早期実現を求めるものであり、町当局並びに新温泉町教育委員会に働きかけられたい旨の請願であります。

当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、賛成多数で採択すべきものとしたものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がございましたら、お願いをいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 重本委員長、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それでは、請願第1号、新温泉町の幼児教育・保育に関する請願書、この請願を不採択にすべき立場から討論をいたします。

趣旨の1、新温泉町にとって必要な機能を有するこども園の一刻も早い実現を求めることについては同感であります。しかし、理由の2、浜坂、大庭認定こども園の設置場所の可否、現状のままの存続、整備することの会議に終始しと請願人は述べておられますが、こども園問題を論議した新温泉町立浜坂認定こども園整備検討委員会の論議を私も見させていただきました。安全対策も議論しながら、0歳児保育の必要性や余裕を持った園の建設、高齢者との交流スペース、施設のバリアフリー化などについても議論しておられる。よりすばらしいこども園に、ほかの自治体から子供たちが転入を期待するというような議論もあったわけであります。しっかりとこれまで、その点では議論してきたという評価が下されて当たり前だと思います。その点で、今回の請願を不採択とする立場から討論をしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井次郎議員、不採択という言葉が出ておりましたけども、反対者の発言でよろしいね。

○議員（14番 中井 次郎君） 反対で。結構です。すみません。

○議長（池田 宜広君） 次に、本請願に対して賛成者の発言を許可いたします。ごさい

ませんか。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） この請願に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、この新温泉町の幼児教育・保育を考える会は、行政が事業推進を図るために設置した審議会でも検討委員会でもありません。住民自らが、新温泉町の幼児教育・保育を考えようと自発的に発足した会であります。令和5年10月から、月に2回ほど、サンシーホールに午後7時から閉館までの3時間、みっちりと自分たちが作成した資料を基に、議論を積み重ねてこられました。大切なことは、メンバーが固定されていないということです。常に新しい参加者を募り、議論を深めてこられました。今年2月9日には、多目的施設で多くの町民の皆さんとともにシンポジウムも持たれました。

この請願者にはたった6人しかお名前を上げておられませんが、この裏には、1年以上の日時をかけ、そしてまた、延べ500人にも上る町民の皆さんのお考えがこの請願書、いえ、御提言の中に入っております。

私は、どんな小さな自治体の議会であろうとも、議会は言論の府であると信じております。この御提言は、この議会のこの議場で住民の意見として述べていただくのに値する十分な提言になっていると私は思っております。ただ、現行では、議場で住民の皆さんに意見を述べていただけるような場がない。その中での請願という形でされております。住民の皆さんの町政に対する参加は、投票だけで、選挙だけであってはならないと思います。この自発的に住民の皆さんのお考えをしっかりとまとめて、そして、それをしっかりとぶつけてこられた、それをこの議会が受け入れないということは、私はあり得ないと思っております。この御提言を基に、しっかりと議会は受け止めて、そしてまた、そこから議論をするべきだと思っております。

その上で、私はこの請願はぜひとも受け止めて、皆さんと一緒にいま一度議論を深めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 反対者の討論を許可いたします。

7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） ただいまの請願の反対の立場から発表させていただきます。

この請願は、大変内容はとても深く協議されておられます。先ほど言っておられたように、町民の意見、思いというのが十分入っています。ですが、保護者の今の思いというのが、残念ながら届いていないような部分も感じられます。先ほどもありましたように、大庭認定こども園に対する保護者の思いというのは大変深いものがあります。ふるさと教育を考え、各認定こども園それぞれが工夫されています。そうしたところも入ってはいますが、やはり、今だからこそできる、この規模だからこそできるという日々の

保育が行われているのが現状だと思います。そうした中で、統廃合というのはやはりまだまだ協議の過程ではないかと思ひますし、住民の声ではないというのを感じてるところです。

実際、こども園の送迎は0歳から2歳まではスクールバスというか、送迎バスが使えない状況です。親が直接送迎しないといけません。そういったような負担、また、何かがあったときには、何歳児であろうと保護者が迎えに行かないといけません。そういったような内容も踏まえたと、やはり安心して近くで育てられる、育てていただけるというのが保護者の安心になっていることはとても大きなことだと思います。

そういったことから、大変深く協議されている子育て内容ではありますし、参考にさせていただくところは十分参考にさせていただきたいとは思ひますが、この統廃合に関しましてはまだまだ先の話というか、まだ協議する段にはなっていないと感じております。保護者の思い、そういったものを大切にさせていただき、今回は反対させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。これで討論を終わります。

これから本件を採決をいたします。

採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立12名であります。よって、この請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第28 請願第2号

○議長（池田 宜広君） 日程第28、請願第2号、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） それでは、請願審査報告を行います。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

1、審査事件。請願第2号、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。令和7年6月4日、民生教育常任委員会に付託されたものであります。請願者、兵庫県美方郡新温泉町湯字大城

１６８４－２９、美方郡教職員組合執行委員長、井上尊文氏であります。

２、審査の結果。令和７年第１３７回新温泉町議会定例会１日目、令和７年６月４日の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として、令和７年６月１２日開催の委員会において審査を行いました。本請願は、子どものゆたかな学びの保障のための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するため、教職員の勤務環境の改善及び長時間労働の是正の実現を求めるものであります。

当委員会は、本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものとしたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたら、お願いをいたします。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 重本委員長、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定をしました。

暫時休憩をいたします。

午後２時３７分休憩

午後２時３７分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

追加日程第１ 意見書案第１号

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま意見書案第１号、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、２０２６年度政府予算に係る意見書の提出についてが提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第１号を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第1、意見書案第1号、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） それでは、意見書案第1号、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書の提出について。別紙「子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書」を新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和7年6月17日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、河越忠志、賛成者、同じく、中井次郎議員、同じく、小林俊之議員です。

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書（案）です。

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯があり、国としては定数改善に向けた財源保障を強化し、全国どこに住む子供でも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査（20年度）では、小・中・高を合わせた不登校児童・生徒数が41万人を超え、特に小・中学校で11年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子供の豊かな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。また、2020年度の法改正により小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられ、中学校では26年度から引き下げる方針となっています。今後は高等学校においても早期実施を図るとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小・中学校における学級編制標準のさらなる引下げと少人数学級の実現が求められます。子供の豊かな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強く求められています。

さらに、現状の教育課程標準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子供も教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。このため、次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強く求められます。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強

く要請します。

記。１、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

２、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

３、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実現ができるよう加配の削減は行わないこと。

４、小・中学校のさらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。あわせて、高等学校での３５人学級を早急に実施すること。

５、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。

６、自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

７、子供の豊かな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善に向け、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。令和７年６月１７日。
衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様。兵庫県新温泉町議会議長、池田宜広。

以上であります。

○議長（池田 宜広君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごございませんね。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま採択をされました意見書第１号について、字句等の整理を要する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置をすることに決定をいたしました。

日程第 2 9 委員会の閉会中における所管事務調査の申出について

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 9、委員会の閉会中における所管事務調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出が出されております。これを承認したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了をいたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定をいたしました。

第 1 3 7 回新温泉町議会定例会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る令和 7 年 6 月 4 日の開会以来、会期末となる本日まで、条例の改正、令和 7 年度一般会計補正予算など重要な案件について審議をまいりました。審議に当たりましては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たものであり、その御精励に対し、深く敬意を表します。また、町長をはじめ、執行部の皆様におかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 令和 7 年 6 月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重な御審議の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新温泉町のさらなる発展に向け、一層の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

第 1 3 7 回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 5 1 分閉会
